

大間原子力発電所
原子炉施設保安規定認可申請書
審査資料

令和2年6月11日

電源開発株式会社

目 次

資料① 保安規定第 4 条と設置許可本文十一号との整合性について 1
資料② 保安規定第 4 条以外と設置許可との整合性について 24
資料③ 施設管理について 60
資料④ 検査の独立性確保について 64
資料⑤ その他について 71

大間原子力発電所
保安規定第4条と設置許可本文十一号
との整合性について

令和2年6月
電源開発株式会社

保安規定第4条と設置許可本文十一号との整合性【電源開発】

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
1.			(品質マネジメントシステム計画) 第4条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】	発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	・保安規定にて品質マネジメントシステム計画を定めるため、その旨を記載する。
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 第1条 (目的)	1. 目的	1. 目的	・差異無し (以下、空欄は差異無しであり、記載を割愛する。)
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、大間原子力発電所設置変更許可申請書本文十一号の「発電用原子炉の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」並びに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則等」という。)に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理に関する事項」という。)は、大間原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	・用いる用語の違いによる差異 「品質管理に関する事項」を「本品質マネジメントシステム計画」と読み替える。 (以降、本項の差異理由を記載しない。) ・保安規定においては、「大間原子力発電所」は、第1条にて読み替え済みのため、読み替え後の略称を使用する。 ・保安規定の審査基準に基づき、設置許可本文十一号に基づき品質マネジメントシステム計画を定めることを追記する。 ・保安規定の審査基準に基づき、「同規則の解釈」を追記する。また、略称については、解釈を含めるものとして、「品質管理基準規則等」とする。 (以降、本項の差異理由を記載しない。)
4.	(適用範囲)		2. 適用範囲	2. 適用範囲	
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	品質管理に関する事項は、大間原子力発電所の保安活動に適用する。	
6.	(定義)	第2条 (定義)	3. 定義	3. 定義	
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則等に従う。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		【凡例】 黒字：設置許可本文十一号との適合箇所を示す。		
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。				
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。				
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。			
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。			

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	な役割を果たす能力をいう。				
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。			
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう（第53条第1項において同じ。）。			
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。				
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。				
17.			(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	・保安規定においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」は、第1条にて読み替え済みのため、読み替え後の略称を使用する。
18.				(2) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。	・保安規定においては、「組織」の定義を第3条に記載する。
19.			(2) ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。		・保安規定の審査基準に基づき、未然防止処置に関わる情報の入手元として、ニューシアの定義を記載する。
20.			(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会をいう。		・保安規定の審査基準に基づき、未然防止処置に関わる情報の入手元として、BWR事業者協議会の定義を記載する。
21.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	
22.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	
23.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	
24.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設に	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。	・保安規定においては、保安活動の重要度の設定の際に、重要度分類指針を参照することを追記する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
		おける保安活動の管理の重み付けをいう。	に基づく重要性に加えて、次に掲げる事項を適切に考慮する。		
25.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		a. 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	
26.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	
27.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	
28.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。		(3) 組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則等が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、本条において「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	・保安規定においては、他条にて同様の意味で使用しない読み替え後の用語については、本条限りの読み替えであることを追記する。（以降、本項の差異理由を記載しない。）
29.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	
30.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を品質マネジメント文書に定めること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。	・保安規定においては、プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を記載するものとして、品質マネジメント文書を追記する。
31.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図1「品質マネジメントシステムのプロセスの相互の関係」に示すこと。	b. プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。 ・保安規定においては、具体的な図を添付する。
32.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下、本条において「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 保安活動指標には、「原子力規制検査等に関する規則」に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
33.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。		d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	
34.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
35.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
36.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g. プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
37.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
38.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全には、セキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
39.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。		(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	
40.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。		(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
41.	(品質マネジメントシステムの文書化)		4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般	4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。文書体系を別図2「品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。なお、記録は適正に作成する。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	・保安規定においては、具体的な図を添付する。 ・保安規定においては、記録の適正な作成に関する事項を追記する。
43.	一 品質方針及び品質目標		(1) 品質方針及び品質目標	(1) 品質方針及び品質目標	
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		(2) 品質マネジメントシステムを規定する以下の文書(以下、本条において「品質マニュアル」という。) a. 本品質マネジメントシステム計画 b. 「原子力品質保証規程」	(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な以下の文書 a. 別表1「品質マネジメントシステムに係る規程類」に示す規程類(組織が必要とする文書) b. 別表1の規程類に基づき規定される、規程類及び作業文書	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書	(同上)
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(4) 別表1に示す品質管理基準規則等が要求する手順書、指示書、図面等(以下、本条において「手順書等」という。)	(4) 品質管理基準規則が要求する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	(同上)
47.	(品質マニュアル)		4. 2. 2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	
53.	五 プロセスの相互の関係		(5) プロセスの相互の関係	(5) プロセスの相互の関係	
54.	(文書の管理)	第7条 (文書の管理)	4. 2. 3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	
55.	第七条原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。 a. 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 b. 文書の組織外への流出等の防止 c. 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。) こと。 よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書・記録管理要領」を作成する。	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。 ・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。) こと。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c. a. 及びb. の審査並びにb. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する各部門の要員を参画させること。	c. a. 及びb. の審査並びにb. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する各部門の要員を参画させること。	
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	
65.	(記録の管理)		4. 2. 4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(1) 組織は、品質管理基準規則等が要求する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品質管理基準規則が要求する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「文書・記録管理要領」を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
68.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	第9条 (経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していること		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画 を行うことによる実証	設置許可本文十一号 を行うことによる実証	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	を、次に掲げる業務を行うことによる実証しなければならない。				
71.	一 品質方針を定めること。		(1) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定めること。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(2) 品質目標が定められているようにすること。	(2) 品質目標が定められているようにすること。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(4) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	
79.	(原子力の安全の確保の重視)	第10条 (原子力の安全の確保の重視)	5. 2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	
81.	(品質方針)	第11条 (品質方針)	5. 3 品質方針	5.3 品質方針	
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。 品質方針には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること (組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。		(3) 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。	(3) 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(4) 要員に周知され、理解されていること。	(4) 要員に周知され、理解されていること。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	
88.			5. 4 計画	5.4 計画	
89.	(品質目標)	第12条 (品質目標)	5. 4. 1 品質目標	5.4.1 品質目標	
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1) 社長は、各部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。 これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a. 実施事項 b. 必要な資源 c. 責任者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法	(1) 社長は、各部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	ない。	をいう。			
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	第13条 (品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2) 社長は、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、「変更管理要領」に基づき、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。 ・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 起こり得る結果には、組織の活動として実施する当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持		b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	
97.	三 資源の利用可能性		c. 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	
98.	四 責任及び権限の割当て		d. 責任及び権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て	
99.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	
100.	(責任及び権限)	第14条 (責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、第6条及び第10条に定める各部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに各部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	社長は、各部門及び要員の責任及び権限並びに各部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	・保安規定においては、責任及び権限を定めるものとして保安規定の他条を参照する記載を追記する。 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
102.	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	
103.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、原子力事業本部長を品質保証活動(内部監査を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、また、業務監査部長を品質保証活動(内部監査に限る。)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、品質マネジメントシステム管理責任者を具体的に記載する。
104.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	
105.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。	(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。	
106.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	
107.	四 関係法令を遵守すること。		(4) 関係法令を遵守すること。	(4) 関係法令を遵守すること。	
108.	(管理者)	第16条 (管理者)	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	
109.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下、本条において「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	
110.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
111.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	
112.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	
113.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	
114.	五 関係法令を遵守すること。		e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	
115.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	
116.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を監視測定すること。	
117.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	
118.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	
119.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	
120.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	
121.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
122.	(組織の内部の情報の伝達)	第17条(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	
123.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするため、「内部コミュニケーション要領」を定めさせ、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
124.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。			
125.			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	
126.	(マネジメントレビュー)		5.6.1 一般	5.6.1 一般	
127.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「安全性向上マネジメント会議運営要綱」に基づき、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
128.	(マネジメントレビューに用いる情報)	第19条(マネジメントレビューに用いる情報)	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	
129.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	
130.	一 内部監査の結果		(1) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果	
131.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」	(2) 組織の外部の者の意見	(2) 組織の外部の者の意見	・保安規定においては、品質管理基準規則の解

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
		とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	これには、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。		積を反映する。
132.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(3) プロセスの運用状況	(3) プロセスの運用状況	
133.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	
134.	五 品質目標の達成状況		(5) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況	
135.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
136.	七 関係法令の遵守状況		(7) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	
137.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 これには、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
138.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	
139.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
140.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(11) 各部門又は要員からの改善のための提案	(11) 各部門又は要員からの改善のための提案	
141.	十二 資源の妥当性		(12) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性	
142.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
143.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	
144.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	
145.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	
146.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
147.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	
148.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
149.	五 関係法令の遵守に関する改善		e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	
150.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	・保安規定においては、記録の作成に係る事項は、4.2.4の記録の管理に基づき実施することを示すため、(4.2.4参照)を追記する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明 (以降、本項の差異理由を記載しない。)
151.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	
152.	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	
153.	(資源の確保)	第21条 (資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	
154.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	
155.	一 要員		(1) 要員	(1) 要員	
156.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q 9001の「インフラストラクチャ」をいう。	(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	
157.	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、湿度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、湿度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	(3) 作業環境	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
158.	四 その他必要な資源		(4) その他必要な資源	(4) その他必要な資源	
159.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	第22条 (要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	
160.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。 力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
161.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、「教育・訓練要領」及び「力量管理要領」に基づき、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
162.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	
163.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 その他の措置には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
164.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c. b. の措置の実効性を評価すること。	c. b. の措置の実効性を評価すること。	
165.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	
166.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	
167.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	
168.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	
169.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること(4.2.4参照)。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	
170.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	
171.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	第23条 (個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	
172.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについての計画として、別表1の7.1に関連する二次文書を策定する(4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	・保安規定においては、具体的な社内規程類として、別表1の7.1に関わる規程類を参照することを記載する。 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
173.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
174.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個	・保安規定においては、具体的な社内規程類が

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	本条において「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、「業務計画・評価要領」及び「変更管理要領」に基づき、次に掲げる事項を明確にする。 個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	明確になるように記載する。 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
175.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 起こり得る結果には、組織の活動として実施する当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
176.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
177.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	
178.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、本条において「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	
179.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(4. 2. 4参照)	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	
180.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	
181.			7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	
182.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	
183.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	
184.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	
185.	二 関係法令		(2) 関係法令	(2) 関係法令	
186.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	
187.	(個別業務等要求事項の審査)		7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	
188.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	
189.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	
190.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	
191.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	
192.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	
193.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
194.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し		(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	
195.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	第26条 (組織の外部の者との情報の伝達等)	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	
196.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。 ・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 ・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーション要領」に定め、これを実施する。この方法には、次の事項を含む。 (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
197.			7. 3 設計開発 組織は、「設計管理要領」に基づき、次の事項を実施する。	7.3 設計開発	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
198.	(設計開発計画)	第27条 (設計開発計画)	7. 3. 1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	
199.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)」の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下、本条において「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。 また、設計開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4. 1 (2) c. の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
200.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	
201.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	
202.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	
203.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c. 設計開発に係る各部門及び要員の責任及び権限	c. 設計開発に係る各部門及び要員の責任及び権限	
204.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	
205.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	
206.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 組織は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	
207.	(設計開発に用いる情報)		7. 3. 2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	
208.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	
209.	一 機能及び性能に係る要求事項		a. 機能及び性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項	
210.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	
211.	三 関係法令		c. 関係法令	c. 関係法令	
212.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d. その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	
213.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報		(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		その妥当性を評価し、承認する。	その妥当性を評価し、承認する。	
214.	(設計開発の結果に係る情報)	第29条 (設計開発の結果に係る情報)	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	
215.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	
216.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	
217.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
218.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	
219.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	
220.	三 合否判定基準を含むものであること。		c. 合否判定基準を含むものであること。	c. 合否判定基準を含むものであること。	
221.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	
222.	(設計開発レビュー)		7. 3. 4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	
223.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	
224.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	
225.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	
226.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する各部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する各部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	
227.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
228.	(設計開発の検証)	第31条 (設計開発の検証)	7. 3. 5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	
229.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
230.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
231.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせない。		(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。	
232.	(設計開発の妥当性確認)	第32条 (設計開発の妥当性確認)	7. 3. 6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	
233.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
234.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	
235.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
236.	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	
237.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	
238.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	
239.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	
240.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
241.			7.4 調達 組織は、「調達管理要領」及び「原子力関係資材業務管理要領」に基づき、次の事項を実施する。	7.4 調達	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
242.	(調達プロセス)	第34条(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	
243.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下、本条において「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下、本条において「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	
244.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
245.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	
246.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の		(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		選定に係る判定基準を定める。	定に係る判定基準を定める。	
247.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
248.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	
249.	(調達物品等要求事項)	第35条(調達物品等要求事項)	7. 4. 2 調達物品等要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項	
250.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	
251.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	
252.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	
253.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	
254.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
255.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	
256.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	
257.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	
258.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定めなければならない。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において、使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において、使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	
259.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	
260.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
261.	(調達物品等の検証)		7. 4. 3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証	
262.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	
263.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	
264.			7. 5 個別業務の実施	7. 5 個別業務の実施	
265.	(個別業務の管理)	第37条(個別業務の管理)	7. 5. 1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理	
266.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	
267.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のた	(1) 原子力施設の保安のために必要な情報	(1) 原子力施設の保安のために必要な情報が	・保安規定においては、品質管理基準規則の解

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	用できる体制にあること。	めに必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。	利用できる体制にあること。	積を反映する。
268.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	
269.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	
270.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	
271.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(5) 8. 2. 3の規定に基づき監視測定を実施していること。	(5) 8. 2. 3の規定に基づき監視測定を実施していること。	
272.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	
273.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第38条(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	
274.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	
275.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	
276.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	
277.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	
278.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	
279.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	
280.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c. 妥当性確認の方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
281.	(識別管理)	第39条(識別管理)	7. 5. 3 識別管理	7. 5. 3 識別管理	
282.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	
283.	(トレーサビリティの確保)		7. 5. 4 トレーサビリティの確保	7. 5. 4 トレーサビリティの確保	
284.	第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。		組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する(4. 2. 4参照)。	組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	
285.	(組織の外部の者の物品)	第41条(組織の外部の者の物品)	7. 5. 5 組織の外部の者の物品	7. 5. 5 組織の外部の者の物品	
286.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
287.	(調達物品の管理)		7. 5. 6 調達物品の管理	7.5.6 調達物品の管理	
288.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	
289.	(監視測定のための設備の管理)	第43条 (監視測定のための設備の管理)	7. 6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	
290.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1) 組織は、「施設管理要領」に基づき、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
291.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	
292.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
293.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にある場合は、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にある場合は、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること(4. 2. 4参照)。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にある場合は、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	
294.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	
295.	三 所要の調整がなされていること。		c. 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。	
296.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	
297.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	
298.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する(4. 2. 4参照)。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	
299.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	
300.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	
301.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	
302.	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	8. 評価及び改善	8. 評価及び改善	
303.	(監視測定、分析、評価及び改善)	第44条 (監視測定、分析、評価及び改善)	8. 1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	
304.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る各部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
305.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	
306.			8. 2 監視測定	8.2 監視測定	
307.	(組織の外部の者の意見)	第45条 (組織の外部の者の意見)	8. 2. 1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	
308.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	の外部の者の意見を把握しなければならない。	地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	見を把握する。	を把握する。	
309.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーション要領」、「設計管理要領」、「検査・試験管理要領」、「データ分析要領」及び「自己アセスメント要領」に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
310.	(内部監査)	第46条 (内部監査)	8. 2. 2 内部監査	8.2.2 内部監査	
311.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	
312.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	
313.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	
314.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	
315.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3) 組織は、内部監査の対象となり得る各部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、本条において「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下、本条において「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る各部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
316.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下、本条において「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	
317.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	
318.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部監査に係る要求事項を「原子力監査実施要項」に定める(4. 2. 4参照)。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。 ・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
319.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	
320.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	
321.	(プロセスの監視測定)	第47条 (プロセスの監視測定)	8. 2. 3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	
322.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、「プロセスの監視及び測定要領」及び「業務計画・評価要領」に基づき、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。 監視測定の方法には、次の事項を含む。 a. 監視測定の実施時期 b. 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。 ・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
323.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。		(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
324.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	
325.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	
326.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	
327.	(機器等の検査等)	第48条(機器等の検査等)	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	
328.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、「検査・試験管理要領」に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
329.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
330.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	
331.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により、特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により、特に承認をする場合は、この限りでない。	
332.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
333.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		(6) 組織は、自主検査等を行う場合は、(5)の規定を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。	(6) 組織は、自主検査等を行う場合は、(5)の規定を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。	
334.	(不適合の管理)	第49条 (不適合の管理)	8. 3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	
335.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	
336.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要領」に定める。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。 ・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
337.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	
338.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	
339.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	
340.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	
341.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	
342.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	
343.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	
344.			(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「改善措置活動(CAP)実施要領」に定める公開基準に従い、ニューシアへ登録・公開する。		・保安規定の審査基準に基づき、不適合情報の公開を記載する。
345.	(データの分析及び評価)	第50条 (データの分析及び評価)	8. 4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	
346.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、「データ分析要領」及び「自己アセスメント要領」に基づき、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。 品質マネジメントシステムの実効性の改善には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
347.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	
348.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴 その他分析により得られる知見		a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴 その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴 その他分析により得られる知見	
349.	二 個別業務等要求事項への適合性		b. 個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性	
350.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及び	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
		プロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。			
351.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d. 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力	
352.			8.5 改善	8.5 改善	
353.	(継続的な改善)	第51条(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	
354.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	
355.	(是正処置等)	第52条(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	
356.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	
357.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a. 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。	
358.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。) 不適合その他の事象の分析には、情報の収集及び整理、並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
359.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	
360.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	
361.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	
362.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。		d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更すること。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
363.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	
364.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「改善措置活動(CAP)実施要領」に確立し、実施すること。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。 ・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
365.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること(4.2.4参照)。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	
366.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「改善措置活動(CAP)実施要領」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
367.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 組織は、「改善措置活動(CAP)実施要領」、「データ分析要領」及び「自己アセスメント要領」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
368.	(未然防止処置)	第53条(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	
369.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設に	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得	・保安規定の審査基準に基づき、未然防止処置に関わる情報の入手元として、BWR事業者協

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定 第4条 品質マネジメントシステム計画	設置許可本文十一号	保安規定第4条と 設置許可本文十一号との差異説明
	らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	おける不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	議会、ニューシアを追記する。 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映する。
370.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	
371.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	
372.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	
373.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	
374.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること(4.2.4参照)。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	
375.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「改善措置活動(CAP)実施要領」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	・保安規定においては、具体的な社内規程類が明確になるように記載する。
376.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第7章 使用者に関する特例 第54条(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)			
377.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。			

大間原子力発電所
保安規定第4条以外と設置許可との
整合性について

令和2年6月
電源開発株式会社

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可記載有無等整理

保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則		
第1条 目的	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は本文十一号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。
第3条 関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(6))において、社長の法令等を確実に遵守するための取り組みについて記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム		
第4条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制		
第5条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	本文十一号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五、添付書類八(14.2 保安管理体制)に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第6条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	本文十一号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五、添付書類八(14.2 保安管理体制)に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第7条 原子炉施設保安委員会	○ (添付書類五, 八)	添付書類五、添付書類八(14.2 保安管理体制)に原子力発電保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第8条 原子炉施設保安運営委員会	○ (添付書類五, 八)	添付書類五、添付書類八(14.2 保安管理体制)に原子力発電保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第4章 施設管理		
第11条 施設管理計画	○ (添付書類八)	添付書類八(14.7 保守管理)に「保安規定に定める定期的な検査、保守・改造に関する規定を遵守」との記載があり、保安規定においては、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」との整合を図る。
第12条 設計管理	○ (本文十一号)	本文十一号(7.3 設計開発)において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第13条 作業管理	-	設置許可に記載はないが、保安規定においては、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」との整合を図る。
第14条 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5章 保安教育		
第15条 社員への保安教育	○ (添付書類八)	添付書類八(14.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第6章 記録		
第16条 記録	○ (添付書類八)	添付書類八(14.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第7章 運転を開始する前までに定めること		
第17条 運転を開始する前までに定めること	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、大間原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>設置許可添付書類に記載なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目的について、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 保安規定審査基準の記載「<u>実用炉規則第92条第1項第21号</u> その他必要な事項 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。」と保安規定の記載は整合している。

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 大間原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>品質管理に関する事項は、大間原子力発電所の保安活動に適用する。</p> <p>[添付書類]</p> <p>設置許可添付書類に記載なし。</p>	<p>・保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は本文十一号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定を遵守することを確実にするため、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動の一環として、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実にされるよう品質方針を定めるとともに、必要に応じて品質方針の見直しを行う。</p> <p>3 原子力事業本部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実にされるようにするため、「健全な安全文化育成・維持活動実施要領」及び「原子力関係資材業務管理要領」を定めさせ、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項の品質方針に基づき、コンプライアンス活動の計画を年度毎に策定させること。</p> <p>(2) 第5項のコンプライアンス活動の状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受けること。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、コンプライアンス活動の計画に反映させること。</p> <p>4 業務監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実にされるようにするため、「安全文化醸成活動実施要項」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項の品質方針に基づき、コンプライアンス活動の計画を年度毎に策定させること。</p> <p>(2) 第5項のコンプライアンス活動の状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受けること。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、コンプライアンス活動の計画に反映させること。</p> <p>5 第5条に定める保安に関する組織（以下「組織」という。）は、第3項(1)及び第4項(1)の活動計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>[略]</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>[略]</p> <p>[添付書類]</p> <p>設置許可添付書類に記載なし。</p>	<p>・本文十一号（5.1経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(6)）において、社長の法令等を確実に遵守するための取り組みについて記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 発電所の保安に関する組織は、図5-1のとおりとする。</p> <p>図5-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本店】</p> <pre> graph TD S[社長] --- Q1[品質マネジメントシステム管理責任者(業務監査部長)] S --- Q2[品質マネジメントシステム管理責任者(原子力事業本部長)] Q1 --- E[電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者] Q1 --- AT[原子力技術部長] Q1 --- AS[原子炉施設保安委員会] Q1 --- M1[※1] Q1 --- Z[資材調達部長] Q2 --- E Q2 --- AT Q2 --- AS Q2 --- M1 Q2 --- Z subgraph "【大間原子力発電所】" S2[※1 所長] --- E2[電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者] S2 --- AS2[原子炉施設保安運営委員会] S2 --- Q3[品質保証グループリーダー] S2 --- Q4[総務グループリーダー] S2 --- Q5[技術グループリーダー] S2 --- Q6[放射線管理グループリーダー] S2 --- Q7[機械グループリーダー] S2 --- Q8[電気グループリーダー] S2 --- Q9[情報通信グループリーダー] S2 --- Q10[発電準備グループリーダー] S2 --- Q11[土木グループリーダー] S2 --- Q12[建築グループリーダー] end </pre> </div>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、各部門及び要員の責任及び権限並びに各部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[添付書類] 添付書類五</p> <p>1. 設計及び工事のための組織</p> <p>2009年2月1日現在における原子力関係組織は、第1図に示すとおりである。</p> <p>大間原子力発電所の建設に当たっては、基本設計及び詳細設計の実施管理を原子力建設部で、工事管理を大間原子力建設所（以下「建設所」という。）で責任・権限を明確化して実施する。</p> <p>また、建設の進捗に伴い放射線管理部門、炉心・燃料管理部門、運転管理部門及び技術総括部門を適宜設け、責任・権限を明確化し、その業務を適確に遂行できる組織とする計画である。</p> <p>[略]</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける計画である。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営</p>	<p>・添付書類五に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。</p> <p>これらの役割分担等は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める大間原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p> <p>添付書類八 14. 運転保守 14.2 保安管理体制</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類八（14.2 保安管理体制）に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第6条 保安に関する職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築及び実施を統括する。また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動並びにコンプライアンス活動が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力事業本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動並びにコンプライアンス活動を統括する（業務監査部を除く。）。</p> <p>(3) 業務監査部長は、品質保証活動（内部監査に限る。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、監査業務を統括する。また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動並びにコンプライアンス活動を統括する（業務監査部に限る。）。</p> <p>(4) 原子力技術部長は、原子力技術部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 資材調達部長は、供給者の選定に関する業務（燃料調達に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>(6) 所長は、発電所が実施する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 品質保証グループリーダーは、発電所が実施する品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、検査に関する業務を行う。</p> <p>(8) 総務グループリーダーは、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>(9) 技術グループリーダーは、発電所が実施する保安活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 放射線管理グループリーダーは、原子炉施設のうち放射線管理設備の設計及び工事に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループリーダーは、原子炉施設のうち機械設備の設計及び工事に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気グループリーダーは、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備の設計及び工事に関する業務を行う。</p> <p>(13) 情報通信グループリーダーは、原子炉施設のうち通信連絡設備の設計及び工事に関する業務を行う。</p> <p>(14) 発電準備グループリーダーは、原子炉施設の試運転及び運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 土木グループリーダーは、原子炉施設のうち土木設備の設計</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、各部門及び要員の責任及び権限並びに各部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>及び工事に関する業務を行う。</p> <p>(16) 建築グループリーダーは、原子炉施設のうち建築設備の設計及び工事に関する業務を行う。</p> <p>(17) 各グループリーダー及び本店の各部門の長は、所管業務に基づき保安教育及び記録を行う。</p> <p>(18) 各グループリーダー及び本店の各部門の長は、本条に定める業務に当たって、所属するメンバーを指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各メンバーはその指示・指導に従い業務を遂行する。</p> <p>(19) その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>[略]</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) 組織は、自主検査等を行う場合は、(5)の規定を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類五</p> <p>1. 設計及び工事のための組織</p> <p>2009年2月1日現在における原子力関係組織は、第1図に示すとおりである。</p> <p>大間原子力発電所の建設に当たっては、基本設計及び詳細設計の実</p>	<p>・添付書類五に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>施管理を原子力建設部で、工事管理を大間原子力建設所（以下「建設所」という。）で責任・権限を明確化して実施する。</p> <p>また、建設の進捗に伴い放射線管理部門、炉心・燃料管理部門、運転管理部門及び技術総括部門を適宜設け、責任・権限を明確化し、その業務を適確に遂行できる組織とする計画である。</p> <p>[略]</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける計画である。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。</p> <p>これらの役割分担等は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める大間原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p> <p>添付書類八</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.2 保安管理体制</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類八（14.2 保安管理体制）に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(原子炉施設保安委員会)</p> <p>第7条 本店に原子炉施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店の保安活動に係る規程類の制定及び改定</p> <p>(4) 保安教育実施計画の策定（第15条）に関する事項</p> <p>(5) その他保安委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力技術部長を委員長とする。</p> <p>4 保安委員会は、委員長、所長、本店並びに発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に加え、本店の各部門の長以上の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類五</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける計画である。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。</p> <p>これらの役割分担等は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める大間原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p> <p>添付書類八</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.2 保安管理体制</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類五に原子力発電保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（14.2 保安管理体制）に原子力発電保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p>第8条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「保安運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、保安委員会で審議した事項又はあらかじめ保安運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>（1）発電所の保安活動に係る規程類の制定及び改定</p> <p>（2）保安教育実施計画の策定（第15条）に関する事項</p> <p>（3）その他保安運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 保安運営委員会は、委員長、原子力技術部長、本店並びに発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者、グループリーダー以上の職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類五</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける計画である。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。</p> <p>これらの役割分担等は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める大間原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p> <p>添付書類八</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.2 保安管理体制</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証担当、総務グループ、技術グループ、安全管理グループ、発電グループ及び保守グループをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類五に原子力発電保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（14.2 保安管理体制）に原子力発電保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者をあらかじめ指名する。</p> <p>2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職位は、技術系役付社員以上とする。</p> <p>3 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、技術系役付社員以上とする。</p> <p>4 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類五</p> <p>2. 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>[略]</p> <p>(2) 有資格者数</p> <p>2009年2月1日現在における原子力関係在籍技術者中、原子炉主任技術者の有資格者が19名、放射線取扱主任者(第1種)の有資格者が54名、電気主任技術者(第1種)の有資格者が10名及びボイラー・タービン主任技術者(第1種)の有資格者が8名であるが、今後とも各種資格取得を奨励し、必要な技術者数を確保する。</p>	<p>・添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第10条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{※1}の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「主任技術者の職務等に関する基準（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者）」に従い、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持及び運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持及び運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安の記録について、あらかじめ定めた確認を行う。</p> <p>(4) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>3 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類五</p> <p>2. 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>[略]</p> <p>(2) 有資格者数</p> <p>2009年2月1日現在における原子力関係在籍技術者中、原子炉主任技術者の有資格者が19名、放射線取扱主任者（第1種）の有資格者が54名、電気主任技術者（第1種）の有資格者が10名及びボイラー・タービン主任技術者（第1種）の有資格者が8名であるが、今後とも各種資格取得を奨励し、必要な技術者数を確保する。</p>	<p>・添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(施設管理計画)</p> <p>第11条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1.の施設管理目標を達成するため3.より10.からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(4) 自主対策設備^{※1}</p> <p>(5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類八</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.7 保守管理</p> <p>原子炉施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、保守・改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って原子炉施設の安全の確保を妨げることがないように行う。</p>	<p>・添付書類八(14.7保守管理)に「保安規定に定める定期的な検査、保守・改造に関する規定を遵守」との記載があり、保安規定においては、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」との整合を図る。</p>

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1：本条において、自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 組織は、3. の保全対象範囲について、設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。 (2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。 (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 組織は、プラント又はシステムの供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 施設管理実施計画の策定 (1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の施設管理実施計画を策定する。なお、施設管理実施計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 a. 設計及び工事の計画（6. 1 参照） b. 特別な施設管理実施計画（6. 2 参照） (2) 組織は、施設管理実施計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ施設管理実施計画の見直し</p>		

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 運転実績，事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化，故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 <p>6. 1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は，設計及び工事を実施する場合は，あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また，安全上重要な機器等の工事を実施する場合は，その計画段階において，法令に基づく必要な手続き^{※2}の要否について確認を行い，その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は，工事を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査^{※3}並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下，本条において「試験等」という。）により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 事業者検査及び試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目，評価方法及び管理基準 c. 事業者検査及び試験等の実施時期 <p>※2：本条において，法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可），第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請），並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>※3：本条において，事業者検査とは，点検及び工事に伴うリリースのため，点検及び工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第14条による使用前事業者検査をいう。</p> <p>6. 2 特別な施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状</p>		

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な施設管理実施計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施に当たって、第12条による設計管理及び第13条による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：本条において、所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.及びb.の状態に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p>		

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1) 及び (2) の活動を第4条に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>e. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10. の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第4条7. 2. 1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第12条の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(第4条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、</p>		

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>系統及び機器がどのようなものかを示す図書, 情報」をいう。) (3) 物理的構成 (実際の構築物, 系統及び機器をいう。)</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は, 保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を, BWR 事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>		

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(設計管理)</p> <p>第12条 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第14条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>[略]</p> <p>[添付書類]</p> <p>設置許可添付書類に記載なし。</p>	<p>・本文十一号(7.3設計開発)において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(作業管理)</p> <p>第13条 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 供用開始までの作業対象設備の管理</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>設置許可添付書類に記載なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業管理について、設置許可に記載はないが、保安規定においては、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」との整合を図る。 保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。」と保安規定の記載は整合している。

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第14条 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した部門とは別の部門の要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を、検査要領書^{*1}として定め、それを実施する。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(3) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. 及びb. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査要領書には、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を含める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす要員を指名する。</p> <p>(1) 組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した部門とは別の部門の要員。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の要員。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号への適合を確認するために実施する主要な耐圧部の</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により、特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する各部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、自主検査等を行う場合は、(5)の規定を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</p> <p>[添付書類]</p> <p>設置許可添付書類に記載なし。</p>	<p>・本文十一号（8.2.4 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>溶接部に係る検査のうち、電気事業法第52条（溶接事業者検査）に相当する検査項目ごとの適合性の評価業務を、機械グループに行わせることができ、このとき、機械グループに次の各号を実施させるとともに、その妥当性を確認する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを評価するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を、検査要領書として定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(4) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(5) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び第4項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7 各グループリーダーは、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>		

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(社員への保安教育)</p> <p>第15条 各グループリーダーは、「教育・訓練要領」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 技術グループリーダーは、毎年度、原子炉施設の設計及び工事を行う社員への保安教育の実施計画を表15-1の実施方針に基づいて作成し、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 技術グループリーダーは、(1)の保安教育の実施計画の策定に当たり、第8条第2項に基づき保安運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各グループリーダーは、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各グループリーダーが、「教育・訓練要領」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 技術グループリーダーは、年度ごとに(3)の実施結果を取りまとめ電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長に報告する。</p> <p>(5) 各グループリーダーは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(6) 本店においては、「各グループリーダー」を「本店の各部門の長」、「技術グループリーダー」を「本店の保安教育を主管する部門の長」、「所長」を「原子力技術部長」、「第8条第2項に基づき」を「第7条第2項に基づき」、「保安運営委員会」を「保安委員会」と読み替えて実施する。</p>	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類八</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.9 教育訓練</p> <p>所員に対して原子炉施設の保安及び放射線防護に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。</p>	<p>・添付書類八(14.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文		設置許可記載			設置許可との整合性説明	
表15-1						
保安教育の実施方針（総括表）						
保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}	
					発電所，原子力技術部	
大分類	中分類 (実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	技術系社員	事務系社員
入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法並びに関係法令及び保安規定の遵守	原子炉等規制法に関連する法令の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 転入時 (発電所，原子力技術部新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要 主要系統の機能	原子炉の仕組み		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			原子炉容器等主要機器の構造に関する こと 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関する こと		○ (0.5時間以上)	×
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則，品質マネジメントシステム，保安管理体制，保安教育及び記録に関すること並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する こと	1回／10年毎 以上	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)
	原子炉施設の運転に関すること	施設管理	施設管理計画に関する こと		○ (1.0時間以上)	×
^{※1} ：各グループリーダー又は本店の各部門の長が，教育・訓練要領に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については，該当する教育について省略することができる。 ^{※2} ：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。			[◎] ：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり） [○] ：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり） [×] ：教育の対象外 ⁽⁾ ：合計の教育時間			

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明																								
<p>(記録)</p> <p>第16条 組織は、表16-1、表16-2、表16-3及び表16-4に定める保安に関する記録を適正に作成(表16-1 1.(1)及び表16-2 1.(1)を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表16-1</p> <table border="1" data-bbox="225 491 1362 1312"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合※1</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1. 原子炉施設の施設管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 a. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 b. 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む)及びその担当者の氏名 c. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 d. 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 a. 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 b. 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2. 保安教育の記録</td> </tr> <tr> <td>(1) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(2) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障、機器の調整又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。</p>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	1. 原子炉施設の施設管理に係る記録			(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 a. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 b. 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む)及びその担当者の氏名 c. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 d. 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 a. 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 b. 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 保安教育の記録			(1) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	(2) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>添付書類八</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.10 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八(14.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間																								
1. 原子炉施設の施設管理に係る記録																										
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																								
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 a. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 b. 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む)及びその担当者の氏名 c. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 d. 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																								
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 a. 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 b. 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																								
2. 保安教育の記録																										
(1) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																								
(2) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間																								

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載		設置許可との整合性説明						
<p>表16-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 310 940 373">記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）</th> <th data-bbox="940 310 1172 373">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1172 310 1365 373">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 373 940 520"> 1. 原子炉施設の施設管理記録 (1) 使用前検査の結果 </td> <td data-bbox="940 373 1172 520">検査の都度</td> <td data-bbox="1172 373 1365 520">同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間	1. 原子炉施設の施設管理記録 (1) 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間			
記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間							
1. 原子炉施設の施設管理記録 (1) 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間							
<p>表16-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 659 940 695">記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）</th> <th data-bbox="940 659 1172 695">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1172 659 1365 695">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 695 940 1136"> 1. 使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="940 695 1172 1136">検査の都度</td> <td data-bbox="1172 695 1365 1136">当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間			
記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間							
1. 使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間							

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表16-4				
記録(実用炉規則第67条第1項第10号に基づく記録) ^{※2}	記録すべき場合	保存期間		
1. 品質マネジメントシステムに関する以下の文書 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 第4条に定める品質マネジメントシステム計画及び原子力品質保証規程 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされているようにするために必要な文書 a. 変更管理要領 b. 内部コミュニケーション要領 c. 安全性向上マネジメント会議運営要綱 d. 力量管理要領 e. 教育・訓練要領 f. 施設管理要領 g. 健全な安全文化育成・維持活動実施要領 h. 業務計画・評価要領 i. 外部コミュニケーション要領 j. 設計管理要領 k. 調達管理要領 l. 原子力関係資材業務管理要領 m. 検査・試験管理要領 n. データ分析要領 o. 自己アセスメント要領 p. プロセスの監視及び測定要領 (4) 品質管理基準規則等の要求事項に基づき作成する文書 a. 文書・記録管理要領 b. 原子力監査実施要項 c. 不適合管理要領 d. 改善措置活動(CAP)実施要領	変更の都度	変更後5年 が経過する までの期間		

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表16-4 (続き)				
記録 (実用炉規則第67条第1項第10号に基づく記録) ※2	記録すべき場合	保存期間		
2. 品質管理基準規則等の要求事項に基づき作成する以下の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録 (15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録 (16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録 (18) 内部監査の結果の記録 (19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録 (22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録 (23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録	作成の都度	5年		
※2 : 表16-1, 表16-2及び表16-3に掲げるものを除く。				

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文		設置許可記載		設置許可との整合性説明																																																																																																																		
<p>(運転を開始する前までに定めること)</p> <p>第17条 運転を開始する前までに表17-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、本規定の条文についても、運転を開始する前までに必要な変更を行い認可を受ける。</p> <p>表17-1※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安規定目次</th> <th>核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで</th> <th>核燃料物質を 装荷する前まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"><総則></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>目的</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><品質マネジメントシステム></td> </tr> <tr> <td></td> <td>品質マネジメントシステム計画</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><保安管理体制></td> </tr> <tr> <td rowspan="8"></td> <td>保安に関する組織</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>保安に関する職務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設保安委員会</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設保安運営委員会</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者の選任</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者の職務等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><運転管理></td> </tr> <tr> <td rowspan="16">第1節 通則</td> <td>構成及び定義</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転員等の確保</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運転管理業務</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>巡視点検</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>引継及び通知</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉起動前の確認事項</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火災発生時の体制の整備</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>内部溢水発生時の体制の整備</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火山影響等発生時の体制の整備</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他自然災害発生時等の体制の整備</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス発生時の体制の整備</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>資機材等の整備</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>重大事故等発生時の体制の整備</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大規模損壊発生時の体制の整備</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 運転上の 留意事項</td> <td>水質管理</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	<総則>					目的	○	○	基本方針	○	○	関係法令及び保安規定の遵守	○	○	<品質マネジメントシステム>					品質マネジメントシステム計画	○	○	<保安管理体制>					保安に関する組織	○	○	保安に関する職務	○	○	原子炉施設保安委員会	○	○	原子炉施設保安運営委員会	○	○	原子炉主任技術者の選任	○	○	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○	○	原子炉主任技術者の職務等	○	○	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○	<運転管理>				第1節 通則	構成及び定義		○	原子炉の運転期間		○	原子炉の運転員等の確保		○	運転管理業務		○	巡視点検		○	マニュアルの作成		○	引継及び通知		○	原子炉起動前の確認事項		○	火災発生時の体制の整備	○	○	内部溢水発生時の体制の整備	○	○	火山影響等発生時の体制の整備		○	その他自然災害発生時等の体制の整備	○	○	有毒ガス発生時の体制の整備	○	○	資機材等の整備	○	○	重大事故等発生時の体制の整備		○	大規模損壊発生時の体制の整備		○	第2節 運転上の 留意事項	水質管理		○	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理		○	<p>[本文]</p> <p>設置許可本文に記載なし。</p> <p>[添付書類]</p> <p>設置許可添付書類に記載なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転を開始する前までに定めることについて、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 ・保安規定審査基準の記載「実用炉規則第9.2条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」と保安規定の記載は整合している。
保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで																																																																																																																			
<総則>																																																																																																																						
	目的	○	○																																																																																																																			
	基本方針	○	○																																																																																																																			
	関係法令及び保安規定の遵守	○	○																																																																																																																			
<品質マネジメントシステム>																																																																																																																						
	品質マネジメントシステム計画	○	○																																																																																																																			
<保安管理体制>																																																																																																																						
	保安に関する組織	○	○																																																																																																																			
	保安に関する職務	○	○																																																																																																																			
	原子炉施設保安委員会	○	○																																																																																																																			
	原子炉施設保安運営委員会	○	○																																																																																																																			
	原子炉主任技術者の選任	○	○																																																																																																																			
	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○	○																																																																																																																			
	原子炉主任技術者の職務等	○	○																																																																																																																			
	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○																																																																																																																			
<運転管理>																																																																																																																						
第1節 通則	構成及び定義		○																																																																																																																			
	原子炉の運転期間		○																																																																																																																			
	原子炉の運転員等の確保		○																																																																																																																			
	運転管理業務		○																																																																																																																			
	巡視点検		○																																																																																																																			
	マニュアルの作成		○																																																																																																																			
	引継及び通知		○																																																																																																																			
	原子炉起動前の確認事項		○																																																																																																																			
	火災発生時の体制の整備	○	○																																																																																																																			
	内部溢水発生時の体制の整備	○	○																																																																																																																			
	火山影響等発生時の体制の整備		○																																																																																																																			
	その他自然災害発生時等の体制の整備	○	○																																																																																																																			
	有毒ガス発生時の体制の整備	○	○																																																																																																																			
	資機材等の整備	○	○																																																																																																																			
	重大事故等発生時の体制の整備		○																																																																																																																			
	大規模損壊発生時の体制の整備		○																																																																																																																			
第2節 運転上の 留意事項	水質管理		○																																																																																																																			
	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理		○																																																																																																																			

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	
第3節 運転上 の制限	停止余裕		○	
	反応度監視		○	
	制御棒の動作確認		○	
	制御棒のスクラム機能		○	
	制御棒の操作		○	
	ほう酸水注入系		○	
	原子炉熱的制限値		○	
	原子炉熱出力及び炉心流量		○	
	計測及び制御設備		○	
	原子炉冷却材再循環ポンプ		○	
	主蒸気逃がし安全弁		○	
	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率		○	
	非常用炉心冷却系等の系統圧力監視		○	
	原子炉冷却材中のよう素131濃度		○	
	原子炉停止時冷却系その1		○	
	原子炉停止時冷却系その2		○	
	原子炉停止時冷却系その3		○	
	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率		○	
	原子炉圧力		○	
	非常用炉心冷却系その1		○	
	非常用炉心冷却系その2		○	
	主蒸気隔離弁		○	
	格納容器及び原子炉格納容器隔離弁		○	
	サブプレッションチェンバからドライウエルへの真空破壊弁		○	
	サブプレッションプールの平均水温		○	
	サブプレッションプールの水位		○	
	可燃性ガス濃度制御系		○	
	格納容器内の酸素濃度		○	
	原子炉建屋		○	
	原子炉建屋原子炉区域給排気隔離弁		○	
	非常用ガス処理系		○	
	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系		○	
	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温		○	
	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉ウエル水位		○	
	中央制御室非常用換気空調系		○	
	外部電源		○	
	非常用ディーゼル発電機その1		○	
	非常用ディーゼル発電機その2		○	
	非常用ディーゼル発電機燃料油等		○	
	直流電源その1		○	
直流電源その2		○		
所内電源系統その1		○		
所内電源系統その2		○		

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文				設置許可記載	設置許可との整合性説明
保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで		
第3節 運転上 の制限	重大事故等対処設備		○		
	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き		○		
	単一制御棒駆動機構の取り外し		○		
	複数の制御棒引き抜きを伴う検査		○		
	原子炉の昇温を伴う検査		○		
	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査		○		
	運転上の制限の確認		○		
	運転上の制限を満足しない場合		○		
	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合		○		
	運転上の制限に関する記録		○		
第4節 異常時 の措置	異常発生時の基本的な対応	○	○		
	異常時の措置		○		
	異常収束後の措置		○		
<燃料管理>					
	新燃料の運搬	○	○		
	新燃料の貯蔵	○	○		
	燃料の検査		○		
	燃料の取替実施計画		○		
	燃料移動手順		○		
	燃料移動		○		
	使用済燃料の貯蔵		○		
	使用済燃料の運搬		○		
<放射性廃棄物管理>					
	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○	○		
	放射性固体廃棄物の管理	○	○		
	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	○	○		
	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	○	○		
	放射性液体廃棄物の管理		○		
	放射性気体廃棄物の管理		○		
	放出管理用計測器の管理		○		
	頻度の定義	○	○		
<放射線管理>					
	放射線管理に係る基本方針	○	○		
	管理区域の設定及び解除	○	○		
	管理区域内における区域区分	○	○		
	管理区域内における特別措置	○	○		
	管理区域への出入管理	○	○		
	管理区域出入者の遵守事項	○	○		
	保全区域		○		
	周辺監視区域	○	○		
	放射線業務従事者の線量管理等	○	○		
	床、壁等の除染	○	○		

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文				設置許可記載	設置許可との整合性説明
保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで		
	平常時の環境放射線モニタリング	○	○		
	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○	○		
	放射線計測器類の管理	○	○		
	管理区域外等への搬出及び運搬	○	○		
	発電所外への運搬	○	○		
	請負会社の放射線防護	○	○		
	頻度の定義	○	○		
<施設管理>					
	施設管理計画	○	○		
	設計管理	○	○		
	作業管理	○	○		
	使用前事業者検査の実施	○	○		
	定期事業者検査の実施		○		
	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設 管理方針		○		
<緊急時の措置>					
	原子力防災組織	○	○		
	原子力防災組織の要員	○	○		
	緊急作業従事者の選定	○	○		
	原子力防災資機材等の整備	○	○		
	通報経路	○	○		
	緊急時演習	○	○		
	通報	○	○		
	緊急時体制の発令	○	○		
	応急措置	○	○		
	緊急時における活動	○	○		
	緊急作業従事者の線量管理等	○	○		
	緊急時体制の解除	○	○		
<保安教育>					
	社員への保安教育	○	○		
	請負会社従業員への保安教育	○	○		
<記録及び報告>					
	記録	○	○		
	報告	○	○		
<運転を開始する前までに定めること>					
	運転を開始する前までに定めること	○			
附則					
	施行期日	○	○		
	営業運転を開始する前までの経過措置	○	○		
	核燃料物質を装荷する前までの経過措置	○	○		

大間原子力発電所原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	
添付				
	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順		○	
	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	○	○	
	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準		○	
	管理区域図	○	○	
	保全区域図		○	
※1：本規定申請時点での標準的な事項であり、今後の保安規定の変更によって変わる可能性がある。				

大間原子力発電所
施設管理について

令和2年6月
電源開発株式会社

1. 条文の記載方針について

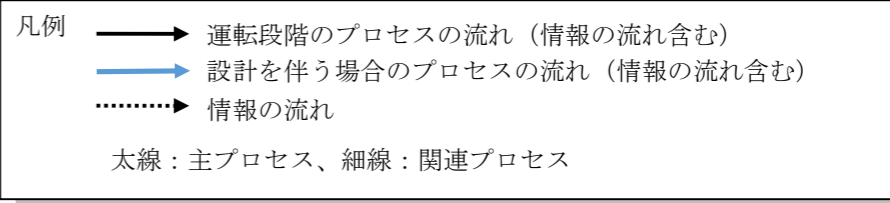
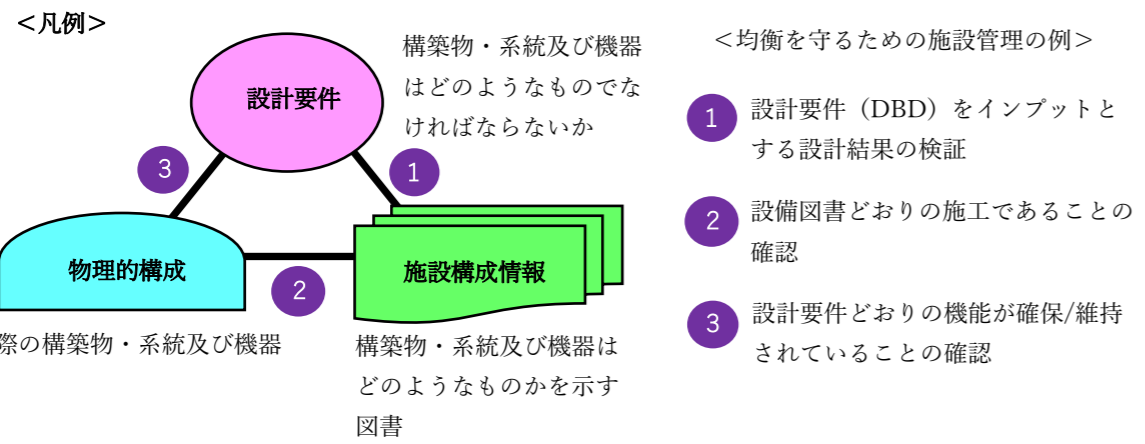
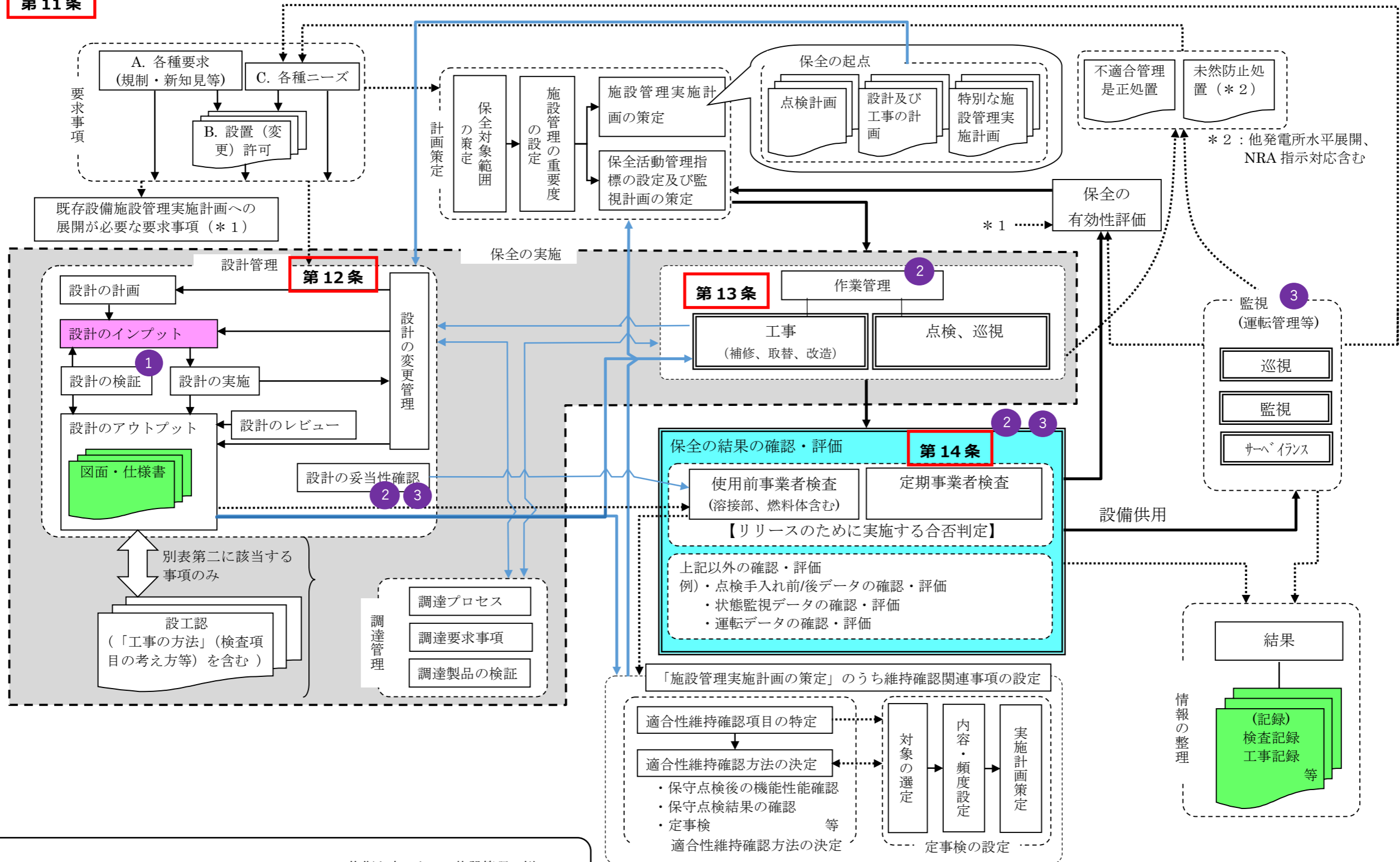
- ✓ 第4章「施設管理」は、設置の工事に着手する前の段階から運転段階を通じて一貫した条文とするために、運転炉の保安規定第8章「施設管理」を基準とし、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を満たすよう規定する（別図「施設管理の全体イメージ」参照。）。
- ✓ ただし、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査、その他の施設の管理(以下、「施設管理」という。)に関して講ずべき措置は、建設工事の進捗に合わせて段階的に拡充して記載することで、不必要な附則を設けず、規定する内容を明確化する。
- ✓ 今回の申請では、設置の工事のうち設置の工事に着手する前の段階から「核燃料物質を発電所に搬入する前まで」の段階に実施する事項（設計管理、作業管理及び使用前事業者検査を含む。）を規定する。

2. 段階的に定める事項について

- ✓ 施設管理として段階的に定める事項について、その考え方を別表に示す。

【施設管理の全体イメージ】

第11条



施設管理として段階的に定める事項の考え方について

条文	規定する事項		各段階と規定する事項との関係			段階的に規定する考え方	
			今回申請	核燃料物質を 発電所に搬入 する前まで	核燃料物質を 装荷する前まで		
第11条	1.	施設管理の実施方針及び施設管理目標	施設管理の実施方針	○	○	○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。ただし、保安規定の添付書類となる長期施設管理方針は運転開始後30年を経過する日までに定める。
		長期施設管理方針			○		
		施設管理目標		○	○	○	
	2.	保全プログラムの策定		○	○	○	
	3.	保全対象範囲の策定		○	○	○	
	4.	施設管理の重要度の設定	保全重要度			○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。 なお、点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、条文の適用は運転開始以降とすることを附則で規定する。
			設計及び工事に用いる重要度	○	○	○	
	5.	保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視		△	△	○	核燃料物質を発電所に搬入する前までは条文の枠組みのみを記載し、プラントレベル、系統レベルの保全活動管理指標は規定せず、適用する保全活動管理指標は附則で規定する。 プラントレベル、系統レベルの保全活動管理指標は、核燃料物質を装荷する前までに規定する。
	6.	施設管理実施計画の策定	点検計画			○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。 なお、点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、条文の適用は運転開始以降とすることを附則で規定する。
			設計及び工事の計画	○	○	○	
			特別な施設管理実施計画	○	○	○	
	7.	保全の実施		○	○	○	
	8.	保全の結果の確認・評価		○	○	○	
	9.	不適合管理、是正処置及び未然防止処置		○	○	○	
10.	保全の有効性評価		△	△	○	核燃料物質を発電所に搬入する前までは、有効性評価で考慮する情報は、この段階で考慮可能なものを記載する。 有効性評価で考慮するもののうち、経年劣化の長期的な傾向監視の実績、高経年化技術評価は、設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。	
11.	施設管理の有効性評価		○	○	○		
12.	構成管理		○	○	○		
13.	情報共有		○	○	○		
第12条	設計管理		○	○	○		
第13条	作業管理	作業管理の実施 (柱書)	△	△	○	点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、核燃料物質を装荷する前までは「点検及び工事を行う場合、～」の「点検及び」は記載しない。 なお、「点検及び」は設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定するが、当該部分の適用は運転開始以降とすることを附則で規定する。 作業管理の考慮事項とする「供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止」、「放射性廃棄物管理」、「放射線管理」は、核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。	
		(考慮事項)					
		巡視		△	○	施設管理の巡視は、核燃料物質を発電所に搬入する段階で、一部の原子炉施設の使用開始に合わせて開始するため、核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。 ただし、運転管理の巡視は核燃料物質を装荷する前までに定めるため、運転管理との条文の取合いは、核燃料物質を装荷する前までに規定する。	
第14条	使用前事業者検査の実施		○	○	○		
—	定期事業者検査の実施				○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。	
—	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針				○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。	

○：運転段階と同様の条文を記載するもの、△：運転段階の条文の一部を記載しないもの

大間原子力発電所
検査の独立性確保について

令和2年6月
電源開発株式会社

1. 検査の独立性に関する要求事項

<品質管理基準規則>

第四十八条（機器等の検査等）

- 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。

<解釈>

第48条（機器等の検査等）

- 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。
- 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。

<保安措置ガイド>

また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。

特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないように配慮する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。



■使用前事業者検査等の検査に係る責任者及び要員^{※1}は、検査対象となる機器等の工事を主管する部門（以下「工事実施箇所」という。）以外から確保する（部門を異にする）必要がある。

※1：検査に係る責任者及び要員：検査の適合性確認を担う者

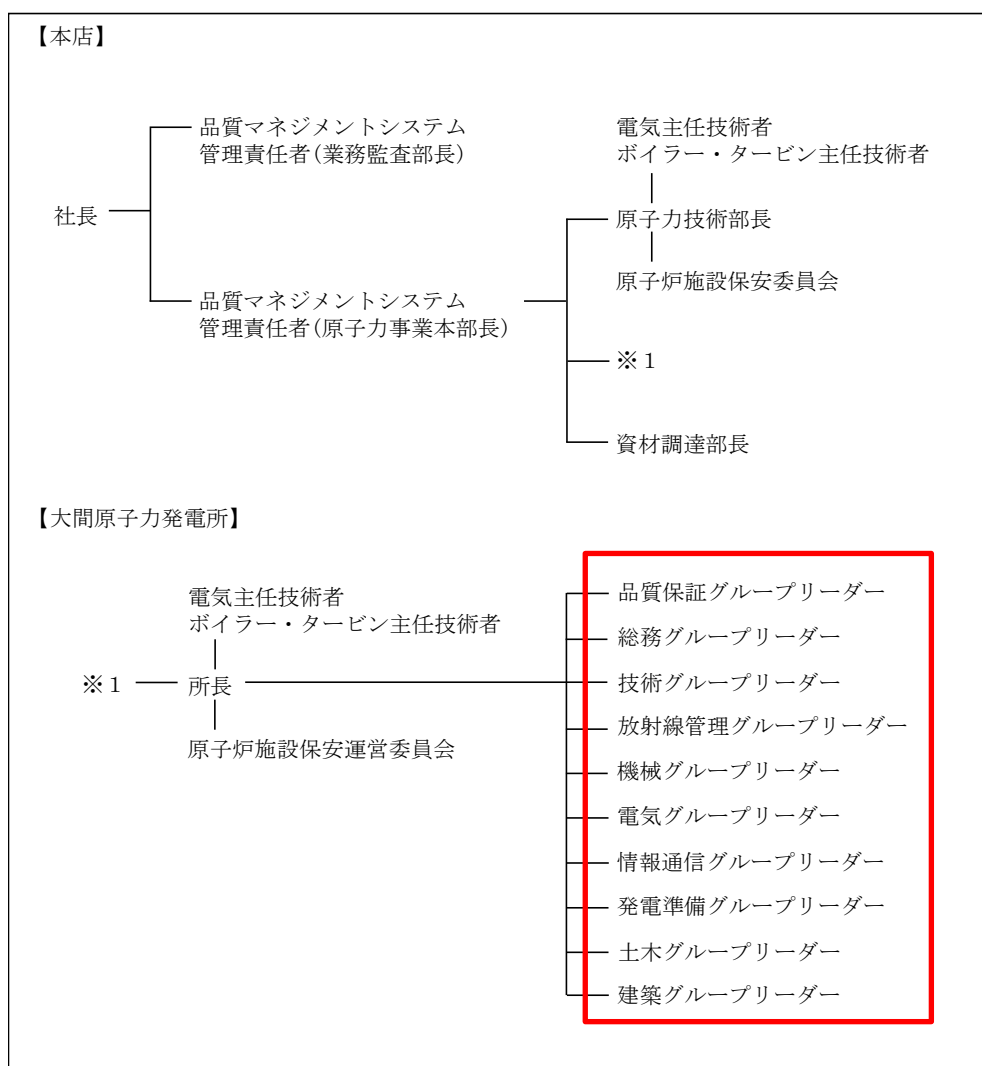
2. 「部門を異にする」単位について

部門を異にする単位としては、保安規定第5条に規定している保安に関する各職務が割り当てられている下記赤枠内を部門の単位とする。

独立性を確保するために、工事実施箇所（機械グループ等）とは別部門の品質保証グループリーダーが検査に関する業務を行うよう、発電所の職務に規定を設けている。

第5条（保安に関する組織）

図5-1



第6条（保安に関する職務）



(7) 品質保証グループリーダーは、発電所が実施する品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、検査に関する業務を行う。

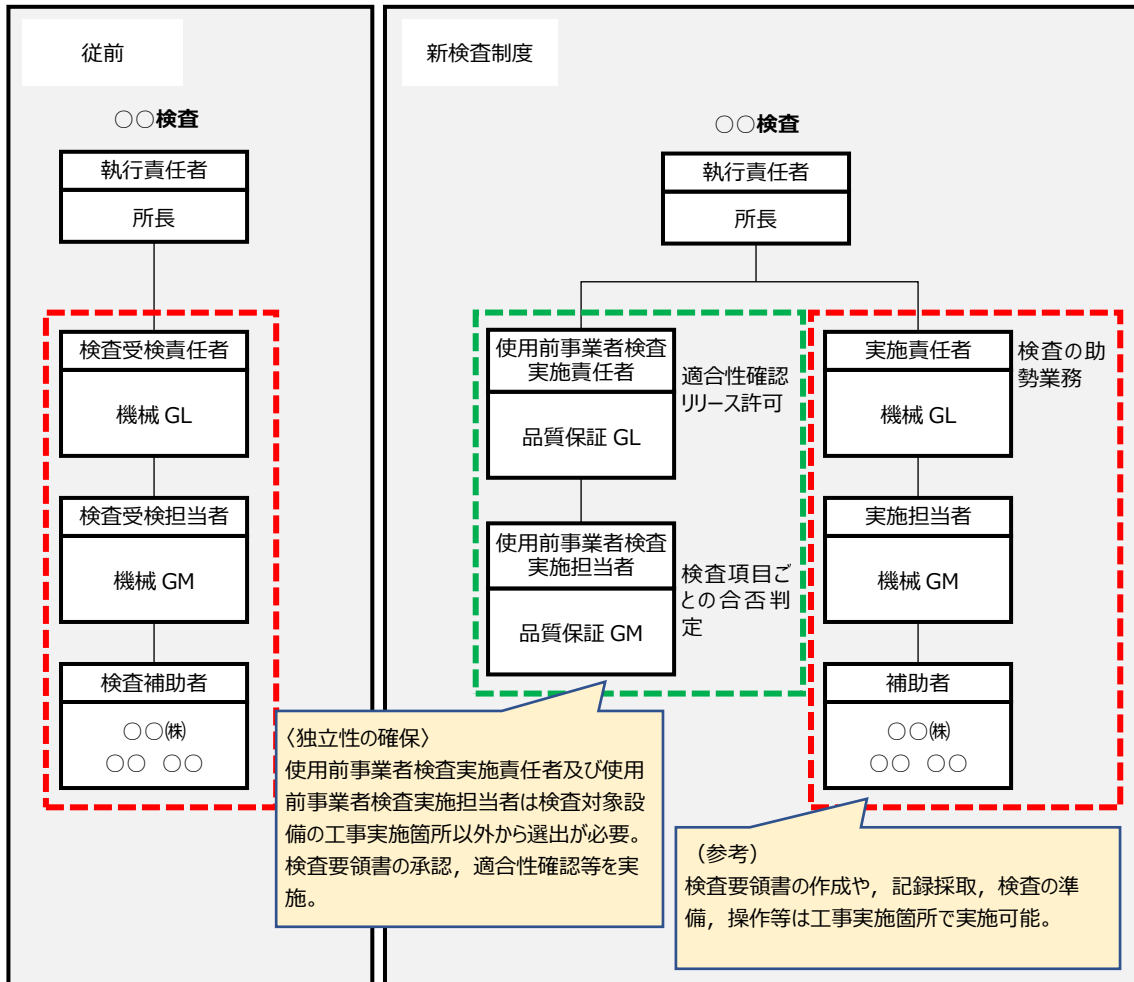
3. 独立性確保の考え方

2項記載の検査の独立性を確保する部門を考慮し、検査体制を構築する。

○使用前事業者検査（施設）の独立性確保のイメージ

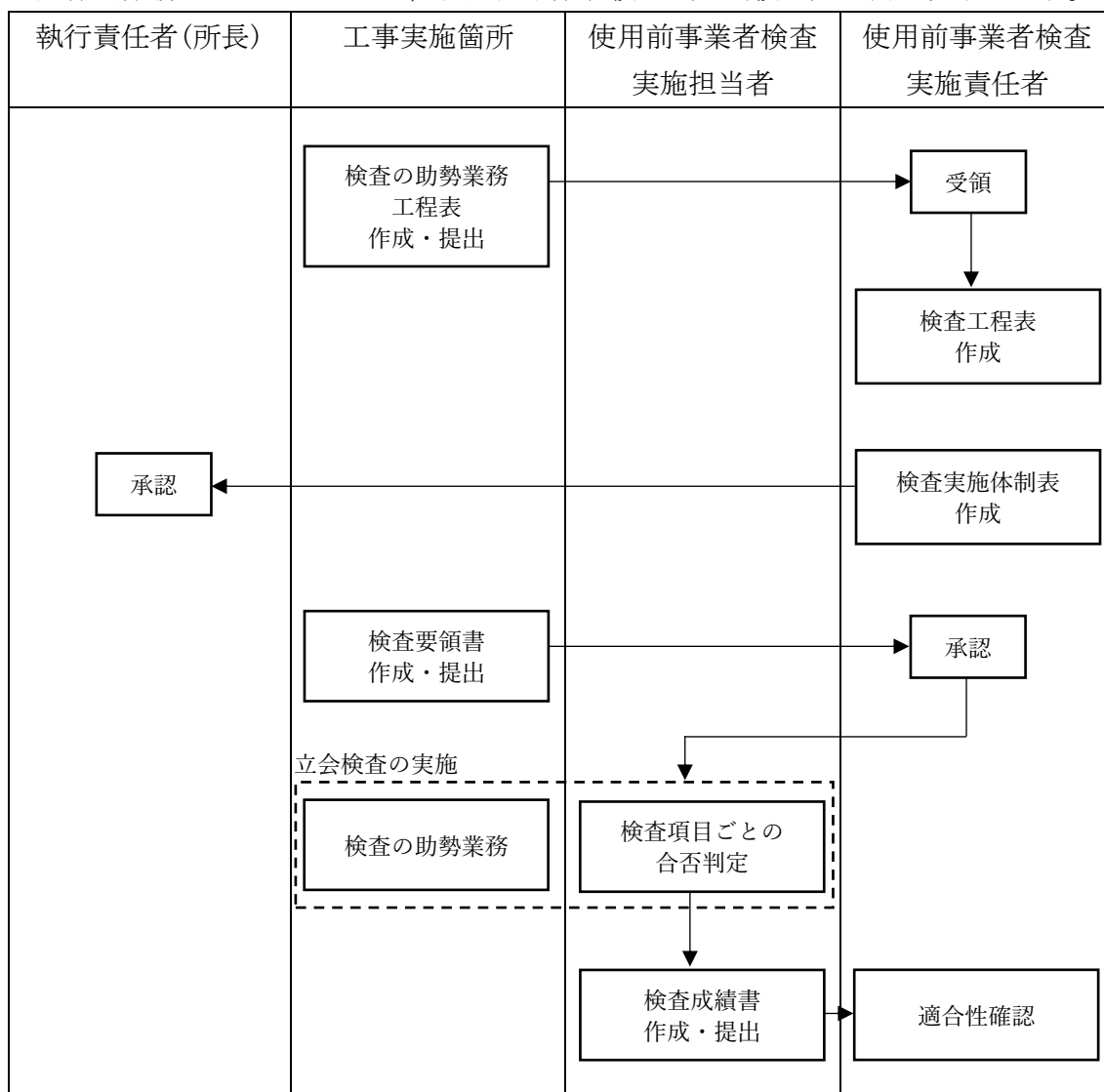
〈検査体制表イメージ〉
 (工事実施箇所が機械グループの例)

 : 独立性要求範囲
 : 工事実施箇所



○社内運用の例

具体的業務のながれについて、使用前事業者検査（立会検査）を例に以下に示す。



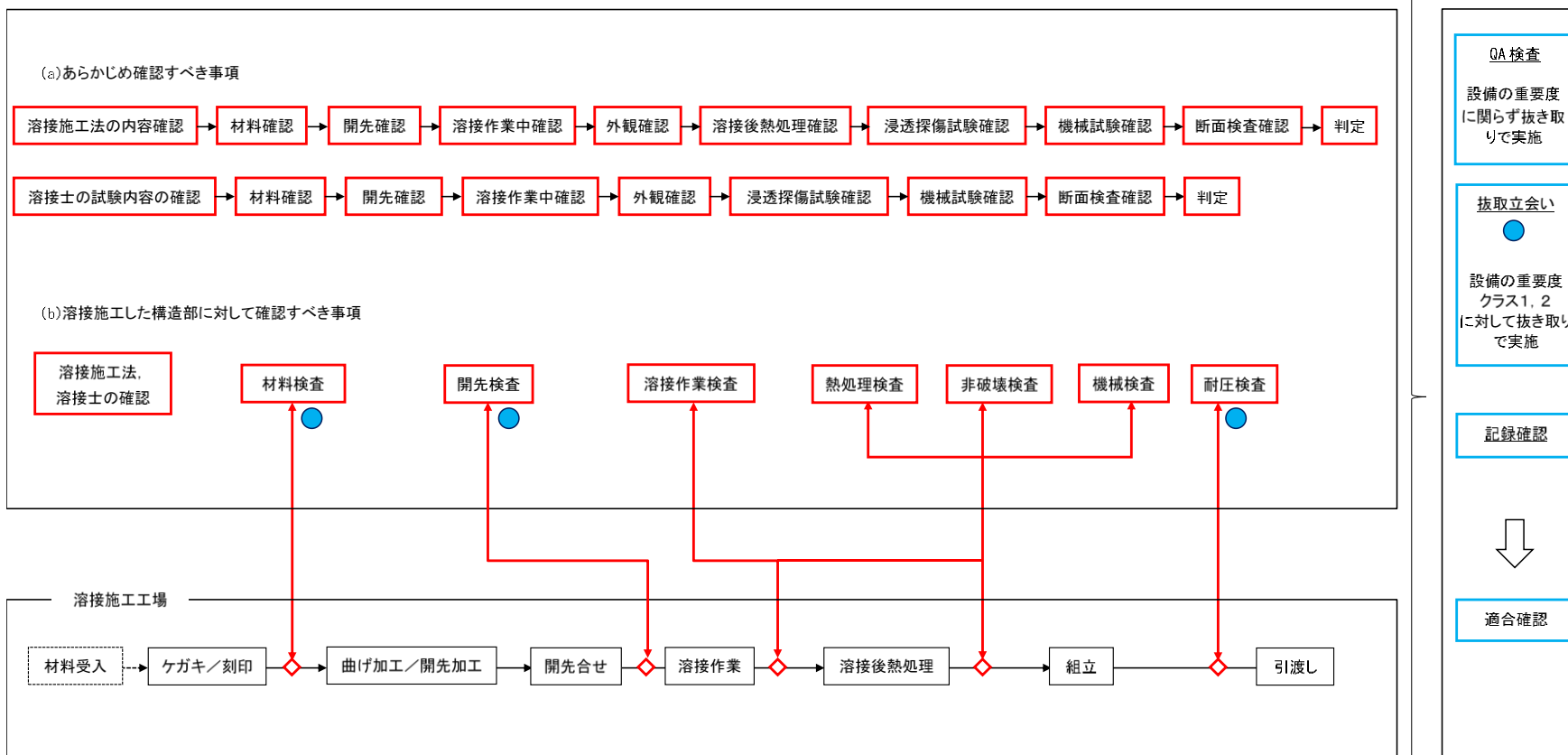
○主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査について【第14条第5項】

技術基準規則第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号への適合を確認するために実施する主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査については、旧原子炉等規制法の溶接事業者検査の体制をそのまま維持し工事実施箇所（機械グループ）を活用して実施する。

そのため、工事実施箇所が実施する行為の範囲を明示的にする必要があり、旧実用炉規則の溶接事業者検査に係る条文と同等の記載として、新検査制度を反映した電気事業法（平成29年5月31日法律第41号）の第52条（溶接事業者検査）を引用し、それに相当する検査項目ごとの適合性の評価業務を工事実施箇所の責務とし、検査実施責任者は、第14条第3項の技術基準への適合確認を実施する上で、工事実施箇所が行う評価業務の妥当性確認を行うことを定めた。

使用前事業者検査
(工事実施箇所：施工工場の製造部門から独立した検査体制)

使用前事業者検査
(検査実施箇所)



6 / 9

製作工程中の検査項目ごとの使用前事業者検査(溶接・工事実施箇所)は、従前と同等の独立性(*)を確保した上で工事実施箇所が実施する。

(*) 施工工場の製造部門から独立した検査体制

検査実施箇所は、工事実施箇所が行う検査項目ごとの使用前事業者検査(溶接・工事実施箇所)の信頼性を確保するため、設備の重要度に係らず使用前事業者検査(溶接・工事実施箇所)に係るQA検査を実施する。加えて、検査実施箇所は、安全重要度クラス1及びクラス2の接手に対して抜取立会い(頻度低)を実施する。また、最終的な適合確認は、工事実施箇所が実施する検査項目ごとの使用前事業者検査(溶接・工事実施箇所)の記録確認により実施する。

大間原子力発電所
その他について

令和2年6月
電源開発株式会社

1. 保安管理体制について

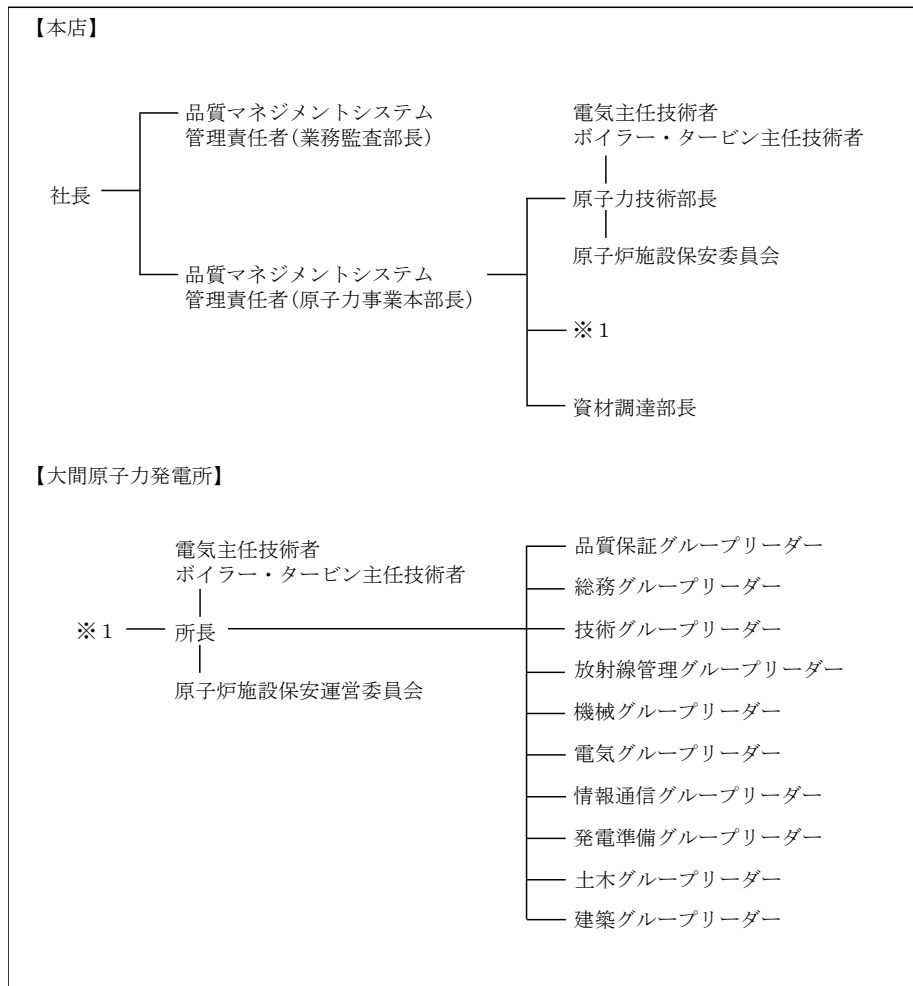
(1) 記載方針

設置の工事（燃料搬入前）に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を規定する。

具体的には、設置の工事（燃料搬入前）段階において必要となる、品質マネジメントシステム（第2章）、施設管理（第4章）、保安教育（第5章）及び記録（第6章）の業務を実施する組織及び各職位の職務内容を記載する。

第5条（保安に関する組織）

図5-1



(2) 記載の考え方

保安規定審査基準において、「1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。」「2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及

び各職位の職務内容が定められていること。」とされており、設置の工事（燃料搬入前）段階においては、第5条（保安に関する組織）図5-1に示す組織及び各職位において、以下の職務を行うことを第6条（保安に関する職務）に定め、その責任及び権限を明確にすることで、核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上支障がないことを担保する。

（主なものを記載）

- 原子力技術部長は、原子力技術部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。
- 所長は、発電所が実施する保安に関する業務を統括する。
- 品質保証グループリーダーは、発電所が実施する品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、検査に関する業務を行う。
- 技術グループリーダーは、発電所が実施する保安活動の総括に関する業務を行う。
- 機械グループリーダーは、原子炉施設のうち機械設備の設計及び工事に関する業務を行う。

なお、詳細は原子力品質保証規程（一次文書）に規定し、二次文書以下の社内規程類にて実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を定めている。

（3）その他

保安管理体制においては、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を定めることから上記の記載方針としているが、会社組織としては、業務運営上必要な組織を品質マネジメントシステム管理責任者（原子力事業本部長）や発電所長の下に設置している（例、原子力業務部長、立地グループリーダー等）。

これら組織については、核燃料物質等又は原子炉による災害の防止を担保するための職務を直接的に実施していないことから、第6条（保安に関する職務）において、「その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。」を規定している。

2. 原子炉主任技術者の扱いについて

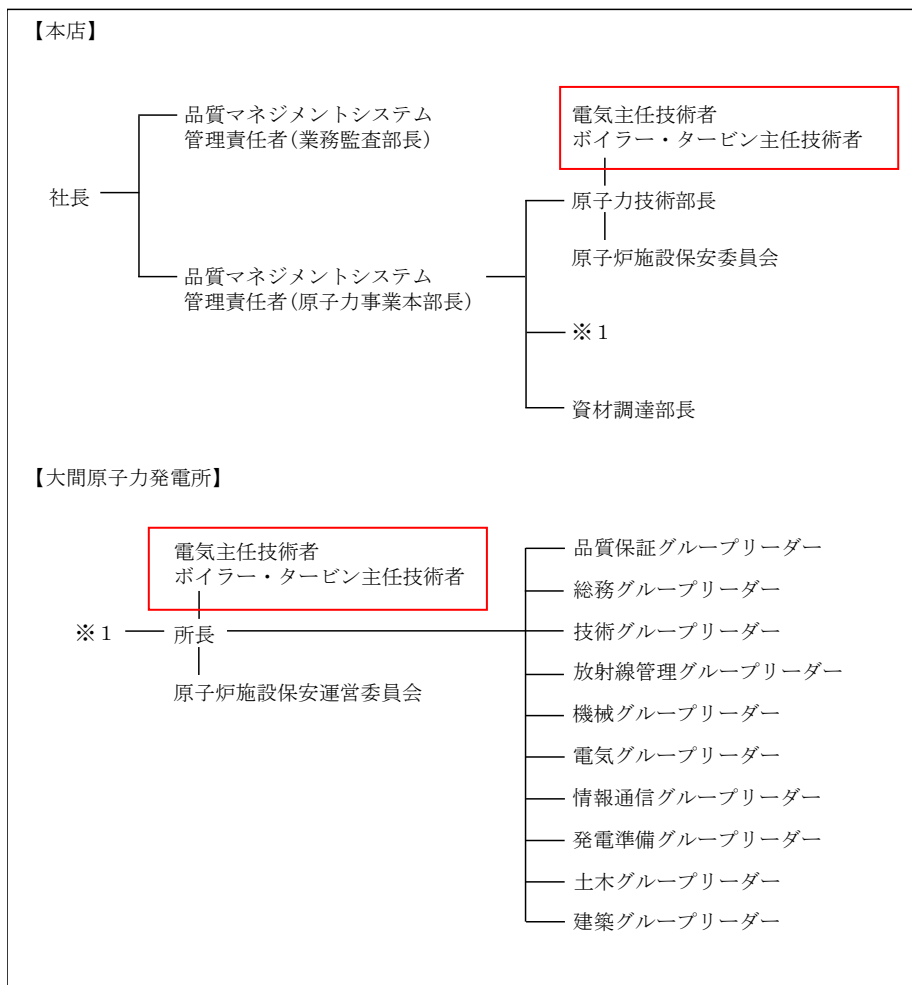
原子炉主任技術者（以下「炉主任」という。）は、以下の理由により、設置の工事（燃料搬入前）段階では選任しないこととし、核燃料物質等による災害の可能性が生じる燃料搬入段階で選任する。

- ✓ 発電用原子炉の運転に関し保安の監督を行う必要がないこと。
- ✓ 発電所構内に核燃料物質がなく、核燃料物質等による災害の可能性がないこと。

炉主任が実施する業務には、保安教育の実施計画及び実施結果の確認等があり、設置の工事（燃料搬入前）段階における設計及び工事の管理主体を対象とした保安教育についても、その確認対象になり得る。しかしながら、設置の工事（燃料搬入前）段階においては、核燃料物質等による災害の可能性がないことから、保安教育の実施計画及び実施結果の確認等は、炉主任に類似する立場である、原子力技術部長及び所長からの独立性を有し、一定の専門性を有する電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が実施する。

第5条（保安に関する組織）

図5-1



【電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の権限及び組織上の位置づけ】

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者（以下「電気主任・BT 主任」という。）の組織上の位置づけは、第5条（保安に関する組織）図5-1において、本店であれば原子力技術部長、発電所であれば所長以下のライン上にないものとしている。

電気主任・BT 主任の権限については、その職務（第10条）において、原子力発電工作物の工事、維持及び運用に従事する者（発電所の保安に関する業務を統括する原子力技術部長及び所長を含む。）に対し、指示、指導・助言を行うこととしており、また、原子力発電工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、その指示に従うこととしている。

さらに、電気主任・BT 主任の選解任権限者を、原子力事業本部長とすることで、発電所の保安に関する業務を統括する原子力技術部長及び所長との関係において独立性を確保し、原子力技術部長、所長の関与によって電気主任・BT 主任が行う保安の監督に支障を来さないようにしている。

（電気主任・BT 主任の独立性の十分性について）

炉主任については、保安規定審査基準の「上位者等との関係において独立性が確保されていること」を満たすため、発電所の保安に関する業務を統括する者の上位者が選解任することとしている。

電気主任・BT 主任についても同様に、上述のとおり電気主任・BT 主任の選解任権限者を、原子力事業本部長とすることで、発電所の保安に関する業務を統括する原子力技術部長及び所長との関係において独立性を確保している。

また、将来炉主任が実施する業務である保安教育の実施計画及び実施結果等の確認を、電気主任・BT 主任が実施する場合においても、核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上直ちに支障を来すものではない。

3. 保安教育について

(1) 保安教育の内容

設置の工事（燃料搬入前）段階においては，発電所構内に核燃料物質がないため，実用炉規則第92条第1項第7号ロに規定する保安教育の内容のうち，①及び②のみを実施するものとし，③～⑤は燃料搬入以降から実施する。

【実用炉規則第92条第1項第7号ロ】

- ① 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- ② 発電用原子炉施設の構造，性能及び運転に関すること。
- ③ 放射線管理に関すること。
- ④ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
- ⑤ 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

(2) 保安教育の対象者

保安教育の対象は，発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者であり，設置の工事（燃料搬入前）段階においては，設計及び工事の管理主体である発電所所員と原子力技術部社員を対象とする。

一方，請負会社従業員については，設置の工事（燃料搬入前）段階においては，その作業が核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上直ちに支障を来すものではないことから対象外とし，核燃料物質等による災害の可能性が生じる燃料搬入以降から対象とする。

4. 記録について

(1) 実用炉規則第67条に基づく記録（保安規定第16条 表16-1）

保安規定第16条 表16-1の記載と実用炉規則第67条（記録）及び保安規定第11条（施設管理計画）との対応関係を以下に示す。

実用炉規則第67条, 保安規定第11条			保安規定第16条 表16-1			説明
【実用炉規則第67条（抜粋）】			表16-1			実用炉規則第67条第1項に規定される記録のうち、設置の工事（燃料搬入前）段階において作成・管理が必要な記録（第1号及び第8号）を表16-1に記載（第10号については、表16-4に記載。）。 表16-1 1. (2)及び(3)については、保安規定第11条に規定する具体的な記録項目を合わせて記載。
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	
一 発電用原子炉施設の施設管理（第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録			1. 原子炉施設の施設管理に係る記録			
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	
ロ 第八十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
ハ 第八十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	a. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名			
(略)	(略)	(略)	b. 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む)及びその担当者の氏名			
八 保安教育の記録			c. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名			
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	三年間	d. 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間	(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名			
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間	a. 保全の有効性評価及びその担当者の氏名	策定の都度	3年間	
(略)	(略)	(略)	b. 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名			
【保安規定第11条（抜粋）】			2. 保安教育の記録			
5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。 ⇒ 表16-1 1. (2) a. に該当			(1) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
			(2) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
6. 1 設計及び工事の計画の策定 (1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き ^{※2} の要否について確認を行い、その結果を記録する。 7. 保全の実施 (3) 組織は、保全の結果について記録する。 ⇒ 表16-1 1. (2) b. に該当			※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障、機器の調整又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。			

実用炉規則第67条, 保安規定第11条	保安規定第16条 表16-1	説明
<p>8. 保全の結果の確認・評価 (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。 (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>⇒ 表16-1 1. (2) c. に該当</p> <p>9. 不適合管理, 是正処置及び未然防止処置 (3) 組織は、(1) 及び (2) の活動を第4条に基づき実施する。</p> <p>⇒ 表16-1 1. (2) d. に該当</p> <p>10. 保全の有効性評価 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>⇒ 表16-1 1. (3) a. に該当</p> <p>11. 施設管理の有効性評価 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>⇒ 表16-1 1. (3) b. に該当</p>		

(2) 原子炉等規制法附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄第7条に基づく使用前検査に関する記録（保安規定第16条 表16-2）
保安規定第16条 表16-2の記載と使用前検査に関する記録の要求事項を規定した旧実用炉規則第67条（記録）との対応関係を以下に示す。

旧実用炉規則第67条	保安規定第16条 表16-2	説明																		
<p>【旧実用炉規則第67条（抜粋）】</p> <table border="1" data-bbox="225 1398 1308 1570"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 発電用原子炉施設の保守管理記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>使用前検査の結果</u></td> <td><u>検査の都度</u></td> <td><u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 発電用原子炉施設の保守管理記録			イ <u>使用前検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	<u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u>	(略)	(略)	(略)	<p>表16-2</p> <table border="1" data-bbox="1338 1398 2421 1583"> <thead> <tr> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 原子炉施設の施設管理記録 (1) <u>使用前検査の結果</u></td> <td><u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u></td> </tr> </tbody> </table>	記録すべき場合	保存期間	記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）		1. 原子炉施設の施設管理記録 (1) <u>使用前検査の結果</u>	<u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u>	<p>既に着手済みの工事については、原子炉等規制法附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄第7条に基づく使用前検査が実施されるため、使用前検査に関する記録の要求事項を規定した旧実用炉規則第67条第1項第1号イの内容を表16-2に記載。</p>
記録事項	記録すべき場合	保存期間																		
一 発電用原子炉施設の保守管理記録																				
イ <u>使用前検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	<u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u>																		
(略)	(略)	(略)																		
記録すべき場合	保存期間																			
記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）																				
1. 原子炉施設の施設管理記録 (1) <u>使用前検査の結果</u>	<u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u>																			

(3) 実用炉規則第14条の3に基づく記録（保安規定第16条 表16-3）

保安規定第16条 表16-3の記載と実用炉規則第14条の3（使用前事業者検査の記録）との対応関係を以下に示す。

実用炉規則第14条の3	保安規定第16条 表16-3			説明						
<p>(使用前事業者検査の記録) 第十四条の三 <u>使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。</u> 一 <u>検査年月日</u> 二 <u>検査の対象</u> 三 <u>検査の方法</u> 四 <u>検査の結果</u> 五 <u>検査を行った者の氏名</u> 六 <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> 七 <u>検査の実施に係る組織</u> 八 <u>検査の実施に係る工程管理</u> 九 <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> 十 <u>検査記録の管理に関する事項</u> 十一 <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u> 2 <u>使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。</u></p>	<p>表16-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 453 1926 485">記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）</th> <th data-bbox="1926 453 2139 485">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2139 453 2421 485">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 485 1926 936"> <p>1. <u>使用前事業者検査の結果の記録</u> (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p> </td> <td data-bbox="1926 485 2139 936"> <p>検査の都度</p> </td> <td data-bbox="2139 485 2421 936"> <p><u>当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	<p>1. <u>使用前事業者検査の結果の記録</u> (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p>	<p>検査の都度</p>	<p><u>当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間</u></p>	<p>実用炉規則第14条の3に基づき作成・管理する使用前事業者検査の記録を表16-3に記載。</p>
記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間								
<p>1. <u>使用前事業者検査の結果の記録</u> (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p>	<p>検査の都度</p>	<p><u>当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間</u></p>								

(4) 実用炉規則第67条第1項第10号に基づく記録(保安規定第16条 表16-4)

保安規定第16条 表16-4の記載と実用炉規則第67条第1項第10号, 品質管理基準規則及び保安規定第4条(品質マネジメントシステム計画)との対応関係を以下に示す。

実用炉規則第67条第1項第10号, 品質管理基準規則, 保安規定第4条	保安規定第16条 表16-4			説明								
<p>【実用炉規則第67条第1項第10号(抜粋)】</p> <table border="1" data-bbox="225 453 1305 716"> <thead> <tr> <th>記録事項 (略)</th> <th>記録すべき場合 (略)</th> <th>保存期間 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保安規定第4条(抜粋)】</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は, 保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し, 当該文書に規定する事項を実施する。文書体系を別図2「品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。なお, 記録は適正に作成する。</p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステムを規定する以下の文書(以下, 本条において「品質マニュアル」という。)</u></p> <p>a. <u>本品質マネジメントシステム計画</u></p> <p>b. <u>「原子力品質保証規程」</u></p> <p>(3) <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な以下の文書</u></p> <p>a. 別表1「品質マネジメントシステムに係る規程類」に示す規程類(組織が必要とする文書)</p> <p>b. 別表1の規程類に基づき規定される, 規程類及び作業文書</p> <p>(4) 別表1に示す品質管理基準規則等が要求する手順書, 指示書, 図面等(以下, 本条において「手順書等」という。)</p>	記録事項 (略)	記録すべき場合 (略)	保存期間 (略)	十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間	(略)	(略)	(略)	<p>表16-4</p> <p>記録(実用炉規則第67条第1項第10号に基づく記録)^{※2}</p> <p>1. <u>品質マネジメントシステムに関する以下の文書</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>第4条に定める品質マネジメントシステム計画及び原子力品質保証規程</u></p> <p>(3) <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされているようにするために必要な文書</u></p> <p>a. 変更管理要領</p> <p>b. 内部コミュニケーション要領</p> <p>c. 安全性向上マネジメント会議運営要綱</p> <p>d. 力量管理要領</p> <p>e. 教育・訓練要領</p> <p>f. 施設管理要領</p> <p>g. 健全な安全文化育成・維持活動実施要領</p> <p>h. 業務計画・評価要領</p> <p>i. 外部コミュニケーション要領</p> <p>j. 設計管理要領</p> <p>k. 調達管理要領</p> <p>l. 原子力関係資材業務管理要領</p> <p>m. 検査・試験管理要領</p> <p>n. データ分析要領</p> <p>o. 自己アセスメント要領</p> <p>p. プロセスの監視及び測定要領</p> <p>(4) <u>品質管理基準規則等の要求事項に基づき作成する文書</u></p> <p>a. 文書・記録管理要領</p> <p>b. 原子力監査実施要項</p> <p>c. 不適合管理要領</p> <p>d. 改善措置活動(CAP)実施要領</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>保存期間</p> <p>変更の都度</p> <p>変更後5年 が経過する までの期間</p>	<p>実用炉規則第67条第1項第10号に基づく記録のうち「品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書」として, 保安規定第4条4.2.1に定める品質マネジメントシステムに関する文書を表16-4 1.(1)から(4)に記載。</p> <p>表16-4 1.(3)及び(4)については, 保安規定第4条別表1に規定する二次文書名称を合わせて記載。</p>
記録事項 (略)	記録すべき場合 (略)	保存期間 (略)										
十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間										
(略)	(略)	(略)										

別表1 品質マネジメントシステムに係る規程類

本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書及び二次文書（品質管理基準規則等が要求する手順書等である要領及び要項）との関係

第4条の 関連条項	一次文書	二次文書		第4条以降の 関連条文
		文書名	管理部署	
4.2.3 4.2.4	原子力品質 保証規程	文書・記録管理要領	原子力技術部	第16条
8.2.2		原子力監査実施要項	業務監査部	—
8.3		不適合管理要領	原子力技術部	第11条
8.5.2 8.5.3		改善措置活動(CAP)実施要領	原子力技術部	第11条

表16-4 1. (4) a. ~ d. に該当

本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書及び二次文書（組織が必要とする文書である要綱及び要領）との関係

第4条の 関連条項	一次文書	二次文書		第4条以降の 関連条文
		文書名	管理部署	
5.4.2	原子力品質 保証規程	変更管理要領	原子力技術部	—
5.5.4		内部コミュニケーション要領	原子力技術部	第7条, 第8条
5.6		安全性向上マネジメント会議運営要綱	原子力技術部	—
6.2		力量管理要領	原子力技術部	第14条
		教育・訓練要領	原子力技術部	第14条, 第15条
7.1		施設管理要領	原子力技術部	第11条, 第12条, 第13条, 第14条
		変更管理要領	原子力技術部	—
		健全な安全文化育成・維持活動実施要領	原子力技術部	—
		業務計画・評価要領	原子力技術部	第11条
7.2.3		外部コミュニケーション要領	原子力技術部	—
7.3		設計管理要領	原子力技術部	第11条, 第12条
7.4		調達管理要領	原子力技術部	第14条
		原子力関係資材業務管理要領	資材調達部	—
7.5		施設管理要領	原子力技術部	第11条, 第12条, 第13条, 第14条
		健全な安全文化育成・維持活動実施要領	原子力技術部	—
7.6		施設管理要領	原子力技術部	第11条, 第12条, 第13条, 第14条
		外部コミュニケーション要領	原子力技術部	—
8.2.1		設計管理要領	原子力技術部	第11条, 第12条
		検査・試験管理要領	原子力技術部	第11条, 第14条
		データ分析要領	原子力技術部	—
		自己アセスメント要領	原子力技術部	—
		プロセスの監視及び測定要領	原子力技術部	—
8.2.3		業務計画・評価要領	原子力技術部	第11条
8.2.4		検査・試験管理要領	原子力技術部	第11条, 第14条
8.3		改善措置活動(CAP)実施要領	原子力技術部	第11条
8.4		データ分析要領	原子力技術部	—
8.5.2		自己アセスメント要領	原子力技術部	—

表16-4 1. (3) a. ~ p. に該当

実用炉規則第67条第1項第10号, 品質管理基準規則, 保安規定第4条	保安規定第16条 表16-4			説明
<p>【品質管理基準規則（抜粋）】</p> <p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置) 第20条第2項 2 原子力事業者等は、<u>マネジメントレビューの結果の記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(要員の力量の確保及び教育訓練) 第22条第2項第5号 五 <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</u>を作成し、これを管理すること。</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画) 第23条第3項第5号 五 <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(個別業務等要求事項の審査) 第25条第3項 3 原子力事業者等は、<u>第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報) 第28条第1項 第二十八条 原子力事業者等は、<u>個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報</u>であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、<u>当該情報に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発レビュー) 第30条第3項 3 原子力事業者等は、<u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の検証) 第31条第2項 2 原子力事業者等は、<u>前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の妥当性確認) 第32条第3項 3 原子力事業者等は、<u>設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の変更の管理) 第33条第1項 第三十三条 原子力事業者等は、<u>設計開発の変更</u>を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、<u>当該変更に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の変更の管理) 第33条第4項 4 原子力事業者等は、<u>第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(調達プロセス) 第34条第5項 5 原子力事業者等は、<u>第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認) 第38条第3項 3 原子力事業者等は、<u>妥当性確認を行った場合は、その結果の記録</u>を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>表16-4 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第67条第1項第10号に基づく記録) *2</p> <p>2. <u>品質管理基準規則等の要求事項に基づき作成する以下の記録</u></p> <p>(1) <u>マネジメントレビューの結果の記録</u></p> <p>(2) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</u></p> <p>(3) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u></p> <p>(5) <u>設計開発に用いる情報に係る記録</u></p> <p>(6) <u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u></p> <p>(7) <u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u></p> <p>(8) <u>設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u></p> <p>(9) <u>設計開発の変更に係る記録</u></p> <p>(10) <u>設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</u></p> <p>(11) <u>供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u></p> <p>(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u></p>	<p>記録すべき場合</p> <p>作成の都度</p>	<p>保存期間</p> <p>5年</p>	<p>実用炉規則第67条第1項第10号に基づく記録のうち「品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録」として、品質管理基準規則等の要求事項に基づき作成・管理する記録を表16-4 2. (1)から(23)に記載。</p>

実用炉規則第67条第1項第10号, 品質管理基準規則, 保安規定第4条	保安規定第16条 表16-4		説明
<p>(トレーサビリティの確保) 第40条 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、<u>機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</u></p> <p>(組織の外部の者の物品) 第41条 第四十一条 原子力事業者等は、<u>組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。</u></p> <p>(監視測定のための設備の管理) 第43条第3項第1号 一 <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p>(監視測定のための設備の管理) 第43条第4項 4 <u>原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。</u></p> <p>(監視測定のための設備の管理) 第43条第6項 6 <u>原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</u></p> <p>(内部監査) 第46条第6項 6 <u>原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。</u></p> <p>(機器等の検査等) 第48条第2項 2 <u>原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</u></p> <p>(機器等の検査等) 第48条第3項 3 <u>原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。</u></p> <p>(不適合の管理) 第49条第4項 4 <u>原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</u></p> <p>(是正処置等) 第52条第1項第7号 七 <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>(未然防止処置) 第53条第1項第5号 五 <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	<p>(13) <u>機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</u></p> <p>(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u></p> <p>(15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録</u></p> <p>(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u></p> <p>(17) <u>監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</u></p> <p>(18) <u>内部監査の結果の記録</u></p> <p>(19) <u>使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</u></p> <p>(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u></p> <p>(21) <u>不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録</u></p> <p>(22) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録</u></p> <p>(23) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録</u></p>	<p>※2：表16-1，表16-2及び表16-3に掲げるものを除く。</p>	

5. 保安規定に段階的に定める事項の考え方

保安規定審査基準において、「(前略)ただし、実用炉規則第92条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」とされている。

本資料では、保安規定審査基準の各条項を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方を一覧表(表2)に整理することにより、上記要求事項を受けて定める保安規定第17条(運転を開始する前までに定めること)の適切性を表1に示す。

なお、「施設管理」については、段階的に定める事項の考え方の詳細を、別途資料③「施設管理について」2.に示す。

また、燃料搬入段階から規定することとしている「火災発生時の体制の整備」、「内部溢水発生時の体制の整備」、「その他自然災害発生時等の体制の整備」、「有毒ガス発生時の体制の整備」及び「資機材等の整備」については、段階的に定める事項の考え方の詳細を表3に示す。

表1 運転を開始する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	表2との 対応No.
<総則>				
	目的	○	○	—
	基本方針	○	○	—
	関係法令及び保安規定の遵守	○	○	—
<品質マネジメントシステム>				
	品質マネジメントシステム計画	○	○	(1)
<保安管理体制>				
	保安に関する組織	○	○	—
	保安に関する職務	○	○	—
	原子炉施設保安委員会	○	○	(1)
	原子炉施設保安運営委員会	○	○	(1)
	原子炉主任技術者の選任	○	○	(1)
	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○	○	—
	原子炉主任技術者の職務等	○	○	(1) (26)
	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○	—
<運転管理>				
第1節 通則	構成及び定義		○	(4)
	原子炉の運転期間		○	(4)
	原子炉の運転員等の確保		○	(4) (7)
	運転管理業務		○	(4)
	巡視点検		○	(4)
	マニュアルの作成		○	(4)
	引継及び通知		○	(4)
	原子炉起動前の確認事項		○	(4)
	火災発生時の体制の整備	○	○	(5)
	内部漏水発生時の体制の整備	○	○	(5)
	火山影響等発生時の体制の整備		○	(6)
	その他自然災害発生時等の体制の整備	○	○	(5)
	有毒ガス発生時の体制の整備	○	○	(5)
	資機材等の整備	⊖	○	(補正1)
	重大事故等発生時の体制の整備		○	(7)
	大規模損壊発生時の体制の整備		○	(7)
第2節 運転上の 留意事項	水質管理		○	(4)
	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理		○	(4)

表 1 運転を開始する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	表 2 との 対応 No.
第 3 節 運転上 の制限	停止余裕		○	(4)
	反応度監視		○	(4)
	制御棒の動作確認		○	(4)
	制御棒のスクラム機能		○	(4)
	制御棒の操作		○	(4)
	ほう酸水注入系		○	(4)
	原子炉熱的制限値		○	(4)
	原子炉熱出力及び炉心流量		○	(4)
	計測及び制御設備		○	(4)
	原子炉冷却材再循環ポンプ		○	(4)
	主蒸気逃がし安全弁		○	(4)
	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率		○	(4)
	非常用炉心冷却系等の系統圧力監視		○	(4)
	原子炉冷却材中のよう素 131 濃度		○	(4)
	原子炉停止時冷却系その 1		○	(4)
	原子炉停止時冷却系その 2		○	(4)
	原子炉停止時冷却系その 3		○	(4)
	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率		○	(4)
	原子炉圧力		○	(4)
	非常用炉心冷却系その 1		○	(4)
	非常用炉心冷却系その 2		○	(4)
	主蒸気隔離弁		○	(4)
	格納容器及び原子炉格納容器隔離弁		○	(4)
	サブプレッションチェンバからドライウエルへの真空破壊弁		○	(4)
	サブプレッションプールの平均水温		○	(4)
	サブプレッションプールの水位		○	(4)
	可燃性ガス濃度制御系		○	(4)
	格納容器内の酸素濃度		○	(4)
	原子炉建屋		○	(4)
	原子炉建屋原子炉区域給排気隔離弁		○	(4)
	非常用ガス処理系		○	(4)
	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系		○	(4)
	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温		○	(4)
	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉ウエル水位		○	(4)
	中央制御室非常用換気空調系		○	(4)
	外部電源		○	(4)
	非常用ディーゼル発電機その 1		○	(4)
	非常用ディーゼル発電機その 2		○	(4)
	非常用ディーゼル発電機燃料油等		○	(4)
	直流電源その 1		○	(4)
直流電源その 2		○	(4)	
所内電源系統その 1		○	(4)	
所内電源系統その 2		○	(4)	

表 1 運転を開始する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	表 2 との 対応 No.
第 3 節 運転上 の制限	重大事故等対処設備		○	(4)
	原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き		○	(4)
	単一制御棒駆動機構の取り外し		○	(4)
	複数の制御棒引き抜きを伴う検査		○	(4)
	原子炉の昇温を伴う検査		○	(4)
	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査		○	(4)
	運転上の制限の確認		○	(4)
	運転上の制限を満足しない場合		○	(4)
	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合		○	(4)
	運転上の制限に関する記録		○	(4)
第 4 節 異常時 の措置	異常発生時の基本的な対応	○	○	(8)
	異常時の措置		○	(9)
	異常収束後の措置		○	(9)
< 燃料管理 >				
	新燃料の運搬	○	○	(21)
	新燃料の貯蔵	○	○	(21)
	燃料の検査		○	(28)
	燃料の取替実施計画		○	(10)
	燃料移動手順		○	(22)
	燃料移動		○	(22)
	使用済燃料の貯蔵		○	(4)
	使用済燃料の運搬		○	(4)
< 放射性廃棄物管理 >				
	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○	○	(25)
	放射性固体廃棄物の管理	○	○	(23) (24)
	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	○	○	(18)
	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	○	○	(18)
	放射性液体廃棄物の管理		○	(16) (19)
	放射性気体廃棄物の管理		○	(16) (19)
	放出管理用計測器の管理		○	(16) (19)
	頻度の定義	○	○	(25)
< 放射線管理 >				
	放射線管理に係る基本方針	○	○	(17)
	管理区域の設定及び解除	○	○	(11) (17)
	管理区域内における区域区分	○	○	(11) (17)
	管理区域内における特別措置	○	○	(11)
	管理区域への出入管理	○	○	(11)
	管理区域出入者の遵守事項	○	○	(11) (17)
	保全区域		○	(12)
	周辺監視区域	○	○	(13)
	放射線業務従事者の線量管理等	○	○	(17)
	床、壁等の除染	○	○	(17)

表1 運転を開始する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	表2との 対応No.
	平常時の環境放射線モニタリング	○	○	(21)
	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○	○	(17) (20)
	放射線計測器類の管理	○	○	(17) (20) (16)
	管理区域外等への搬出及び運搬	○	○	(11) (17)
	発電所外への運搬	○	○	(11) (17)
	請負会社の放射線防護	○	○	(14)
	頻度の定義	○	○	(15)
<施設管理>				
	施設管理計画	○	○	(20) (16)
	設計管理	○	○	—
	作業管理	○	○	—
	使用前事業者検査の実施	○	○	—
	定期事業者検査の実施		○	(27) (28)
	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針		○	(4)
<緊急時の措置>				
	原子力防災組織	○	○	(21)
	原子力防災組織の要員	○	○	(21)
	緊急作業従事者の選定	○	○	(21)
	原子力防災資機材等の整備	○	○	(21)
	通報経路	○	○	(21)
	緊急時演習	○	○	(21)
	通報	○	○	(21)
	緊急時体制の発令	○	○	(21)
	応急措置	○	○	(21)
	緊急時における活動	○	○	(21)
	緊急作業従事者の線量管理等	○	○	(21)
	緊急時体制の解除	○	○	(21)
<保安教育>				
	社員への保安教育	○	○	—
	請負会社従業員への保安教育	○	○	(2) (3)
<記録及び報告>				
	記録	○	○	—
	報告	○	○	(26)
<運転を開始する前までに定めること>				
	運転を開始する前までに定めること	○		—
附則				
	施行期日	○	○	—
	営業運転を開始する前までの経過措置	○	○	—
	核燃料物質を装荷する前までの経過措置	○	○	—

表1 運転を開始する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を 発電所に搬入する 前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	表2との 対応No.
添付				
	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順		○	(9)
	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	○	○	(5)
	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準		○	(7)
	管理区域図	○	○	(11)
	保全区域図		○	(12)

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象、燃料搬入前までに定めるもの、燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.
冒頭文	<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の2第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の2第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	—	(手続きに関する事項であり、保安規定に記載なし)	—	—
	<p>ただし、実用炉規則第92条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	第17条	運転を開始する前までに定めること	今回申請中	—
実用炉規則第92条第1項第1号【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	第3条	関係法令及び保安規定の遵守	今回申請中	—
		第4条	品質マネジメントシステム計画		
実用炉規則第92条第1項第2号【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第3条	関係法令及び保安規定の遵守	今回申請中	—
		第6条	保安に関する職務		
		第4条	品質マネジメントシステム計画		
		第4条	品質マネジメントシステム計画		
実用炉規則第92条第1項	<p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	第5条	保安に関する組織	今回申請中	—
		第6条	保安に関する職務		

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象、燃料搬入前までに定めるもの、燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.		
第3号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条 保安に関する組織 第6条 保安に関する職務				
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	— 原子炉主任技術者の選任	燃料搬入前まで	(1)		
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	— 品質マネジメントシステム計画 — 原子炉施設保安委員会 — 原子炉施設保安運営委員会 — 原子炉主任技術者の選任 — 原子炉主任技術者の職務等		発電用原子炉の運転に関する保安の監督については、燃料装荷以降に必要となるものの、核燃料物質等による災害の可能性は燃料搬入以降から生じることから、炉主任の選任・職務等については燃料搬入前までに定める。【A】		
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	— 原子炉主任技術者の選任				
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第4条 品質マネジメントシステム計画 第7条 原子炉施設保安委員会 第8条 原子炉施設保安運営委員会 第9条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任 第10条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	今回申請中	—	—	
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第7条 原子炉施設保安委員会 第8条 原子炉施設保安運営委員会	今回申請中	—	—	
		— 原子炉主任技術者の職務等	燃料搬入前まで	【A】	(1)	
		第10条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	今回申請中	—	—	
	実用炉規則第92条第1項第7号【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第15条 社員への保安教育	今回申請中	—	
		2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	— 請負会社従業員への保安教育	燃料搬入前まで	請負会社従業員への保安教育は、設置の工事(燃料搬入前)段階においては、その作業が核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上直ちに支障を来すものではないことから、核燃料物質等による災害の可能性が生じる燃料搬入前までに定める。【B】	(2)
		3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第15条 社員への保安教育	今回申請中	—	—
4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。		— 請負会社従業員への保安教育	燃料搬入前まで	【B】	(2)	
5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。		第15条 社員への保安教育	今回申請中	—	—	
		— 請負会社従業員への保安教育	燃料搬入前まで	【B】	(2)	
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	— 原子炉の運転員等の確保	燃料装荷前まで	原子炉の運転に関することであるため、原子炉の運転を開始する燃料装荷前までに定める。【C】		
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	— マニュアルの作成				
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	— 引継及び通知				
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	— 原子炉起動前の確認事項				
	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	— 火災発生時の体制の整備	燃料搬入前まで	燃料搬入以降から地震、火災等による原子炉施設への波及的影響が生じることから、燃料搬入前までに定める。【D】		
		— 内部溢水発生時の体制の整備				
		— その他自然災害発生時等の体制の整備				
		— 有毒ガス発生時の体制の整備				
		添付— 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準				

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象 燃料搬入前までに定めるもの 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.	
6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。 7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	—	資機材等の整備	燃料装荷前まで	設計基準事故が発生した場合に用いる資機材等について規定したものであり、設計基準事故の発生の可能性が生じる原子炉の運転を開始する燃料装荷前までに定める。【補正A】	(補正1)
	—	火山影響等発生時の体制の整備	燃料装荷前まで	火山影響等に対する機能維持が必要な非常用交流動力電源設備等の管理が発生する燃料装荷前までに定める。【E】	(6)
	—	重大事故等発生時の体制の整備	燃料装荷前まで	重大事故等又は大規模損壊の発生リスクが生じる燃料装荷前までに定める。【F】	(7)
	—	大規模損壊発生時の体制の整備	燃料装荷前まで		(7)
	添付—	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	燃料装荷前まで		(7)
	—	水質管理	燃料装荷前まで	【C】	(4)
	—	停止余裕	燃料装荷前まで	【C】	(4)
	—	反応度監視	燃料装荷前まで		
	—	制御棒の動作確認	燃料装荷前まで		
	—	制御棒のスクラム機能	燃料装荷前まで		
	—	制御棒の操作	燃料装荷前まで		
	—	ほう酸水注入系	燃料装荷前まで		
	—	原子炉熱的制限値	燃料装荷前まで		
	—	原子炉熱出力及び炉心流量	燃料装荷前まで		
	—	計測及び制御設備	燃料装荷前まで		
	—	原子炉冷却材再循環ポンプ	燃料装荷前まで		
	—	主蒸気逃がし安全弁	燃料装荷前まで		
	—	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	燃料装荷前まで		
	—	非常用炉心冷却系等の系統圧力監視	燃料装荷前まで		
	—	原子炉冷却材中のよう素131濃度	燃料装荷前まで		
	—	原子炉停止時冷却系その1	燃料装荷前まで		
	—	原子炉停止時冷却系その2	燃料装荷前まで		
	—	原子炉停止時冷却系その3	燃料装荷前まで		
	—	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	燃料装荷前まで		
—	原子炉圧力	燃料装荷前まで			
—	非常用炉心冷却系その1	燃料装荷前まで			
—	非常用炉心冷却系その2	燃料装荷前まで			
—	主蒸気隔離弁	燃料装荷前まで			
—	格納容器及び原子炉格納容器隔離弁	燃料装荷前まで			
—	サブプレッションチェンバからドライウエルへの真空破壊弁	燃料装荷前まで			
—	サブプレッションプールの平均水温	燃料装荷前まで			
—	サブプレッションプールの水位	燃料装荷前まで			
—	可燃性ガス濃度制御系	燃料装荷前まで			
—	格納容器内の酸素濃度	燃料装荷前まで			
—	原子炉建屋	燃料装荷前まで			
—	原子炉建屋原子炉区域給排気隔離弁	燃料装荷前まで			
—	非常用ガス処理系	燃料装荷前まで			
—	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系	燃料装荷前まで			
—	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温	燃料装荷前まで			
—	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉ウエル水位	燃料装荷前まで			
—	中央制御室非常用換気空調系	燃料装荷前まで			
—	外部電源	燃料装荷前まで			
—	非常用ディーゼル発電機その1	燃料装荷前まで			

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象、燃料搬入前までに定めるもの、燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.
		—	非常用ディーゼル発電機その2			
		—	非常用ディーゼル発電機燃料油等			
		—	直流電源その1			
		—	直流電源その2			
		—	所内電源系統その1			
		—	所内電源系統その2			
		—	重大事故等対処設備			
		—	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き			
		—	単一制御棒駆動機構の取り外し			
		—	複数の制御棒引き抜きを伴う検査			
		—	原子炉の昇温を伴う検査			
		—	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査			
		—	運転上の制限の確認			
		8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	—			
9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	—	運転上の制限を満足しない場合				
10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	—	運転上の制限に関する記録				
11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	—	異常発生時の基本的な対応	燃料搬入前まで	原子炉がスクラムした場合の措置については、原子炉の運転を開始する燃料装荷前までに定めるが、燃料搬入段階においても、新燃料を取り扱うにあたり、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがある場合の措置を定める必要があることから、燃料搬入前までに定める。	(8)	
	—	異常時の措置	燃料装荷前まで	原子炉スクラム時又は原子炉スクラム後の異常収束後の原子炉の再起動に係る措置であることから、原子炉の運転を開始する燃料装荷前までに定める。	(9)	
	添付—	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順				
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	—	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	燃料装荷前まで	[C]	(4)	
	—	構成及び定義	燃料装荷前まで	[C]	(4)	
	—	運転管理業務				
—	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理					
実用炉規則第92条第1項第8号ニ【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	—	原子炉の運転期間	燃料装荷前まで	[C]	(4)
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	—	燃料の取替実施計画	燃料装荷前まで	燃料装荷以降の燃料取替実施計画(取替炉心の配置及び体制)に係る事項であり、燃料装荷前までに定める。【G】	(10)
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	—	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	—	—	—
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定ま	—	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	—	—	—

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象、燃料搬入前までに定めるもの、燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.
<p>る期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</p>				
<p>5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p>	—	—	—	—
<p>6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p>	—	—	—	—
<p>7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p>	—	—	—	—
<p>8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後も発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>	—	—	—	—
<p>実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】</p> <p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>第7条 原子炉施設保安委員会</p> <p>第8条 原子炉施設保安運営委員会</p>	今回申請中	—	—
<p>実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>— 管理区域の設定及び解除</p> <p>添付一 管理区域図</p> <p>— 管理区域内における区域区分</p> <p>添付一 管理区域図</p> <p>— 管理区域内における特別措置</p> <p>— 管理区域への出入管理</p> <p>— 管理区域への出入管理</p> <p>— 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>— 管理区域外等への搬出及び運搬</p> <p>— 発電所外への運搬</p>	燃料搬入前まで	燃料搬入以降から管理区域を設定(新燃料仮貯蔵庫、燃料輸送容器保管庫、燃料取替エリア)するため、燃料搬入前までに定める。	(11)
<p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p>	<p>— 保全区域</p> <p>添付一 保全区域図</p>	燃料装荷前まで	保全区域(工学的安全施設(補助施設、関連する保安電源設備及び関連する安全保護系を含む)を含む区域)を設定する燃料装荷前までに定める。	(12)
<p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	— 周辺監視区域	燃料搬入前まで	周辺監視区域の設定による立入制限が必要となる燃料搬入前までに定める。	(13)
<p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	— 請負会社の放射線防護	燃料搬入前まで	請負会社による管理区域内作業に係る放射線防護が必要となる燃料搬入前までに定める。	(14)
<p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>	— 頻度の定義	燃料搬入前まで	放射線管理を開始する燃料搬入前までに定める。	(15)
<p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部</p>	<p>— 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>— 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>— 放出管理用計測器の管理</p> <p>— 放射線計測器類の管理</p>	燃料装荷前まで	放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する燃料装荷前までに定める。【H】	(16)

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象、燃料搬入前までに定めるもの、燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.	
排水監視設備】	として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	施設管理計画				
実用炉規則第92条第1項第11号【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	放射線業務従事者の線量管理等	燃料搬入前まで	燃料取扱いに伴う線量管理、汚染拡大防止等の措置が発生する燃料搬入前までに定める。【I】	(17)	
		—	放射線計測器類の管理				
		—	放射線管理に係る基本方針				
		—	放射線業務従事者の線量管理等				
		—	床、壁等の除染				
		—	外部放射線に係る線量当量率等の測定				
	—	管理区域外等への搬出及び運搬					
	—	管理区域外等への搬出及び運搬	—	(クリアランス規定を採用する場合には、保安規定に記載する)	—	—	—
	—	発電所外への運搬	—				
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	燃料搬入前まで	雑固体廃棄物をできる限り低減させるため、管理区域の設定を開始する燃料搬入前までに定める。	(18)		
	—	事故由来放射性物質の降下物の影響確認					
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	—	管理区域の設定及び解除	燃料搬入前まで	【I】	(17)	
		—	管理区域内における区域区分				
		—	管理区域出入者の遵守事項				
—		床、壁等の除染					
—	管理区域外等への搬出及び運搬						
実用炉規則第92条第1項第12号【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	—	放射性液体廃棄物の管理	燃料装荷前まで	放出管理用計測器の使用を開始する燃料装荷前までに定める。	(19)	
		—	放射性気体廃棄物の管理				
		—	放出管理用計測器の管理				
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	外部放射線に係る線量当量率等の測定	燃料搬入前まで	放射線計測器の使用を開始する燃料搬入前までに定める。	(20)	
		—	放射線計測器類の管理				
—	施設管理計画						
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	—	新燃料の運搬	燃料搬入前まで	新燃料の取扱いを開始する燃料搬入前までに定める。【J】	(21)	
		—	新燃料の貯蔵				
		—	使用済燃料の貯蔵	燃料装荷前まで	【C】	(4)	
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	使用済燃料の運搬				
		—	新燃料の運搬	燃料搬入前まで	【J】	(21)	
		—	使用済燃料の運搬	燃料装荷前まで	【C】	(4)	
		—					
3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと	—	燃料の取替実施計画	燃料装荷前まで	【G】	(10)		
	—	燃料移動手順	燃料装荷前まで	燃料装荷以降の原子炉内及び原子炉一使用済燃料貯蔵プール間での燃料移動に係る事項であり、燃料装荷前までに定める。	(22)		
	—	燃料移動					

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象、燃料搬入前までに定めるもの、燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.
	等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。					
実用炉規則第92条第1項第14号【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	—	放射性固体廃棄物の管理	燃料搬入前まで	管理区域で発生する雑固体廃棄物については、放射性固体廃棄物として扱うことから、燃料搬入前までに定める。	(23)
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	—	放射性固体廃棄物の管理	燃料装荷前まで	雑固体廃棄物以外も含めた放射性固体廃棄物の処理、貯蔵、保管、運搬、廃棄等を開始する燃料装荷前までに定める。	(24)
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	放射性固体廃棄物の管理			
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	—	放射性液体廃棄物の管理	燃料装荷前まで		
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	—	放射性気体廃棄物の管理			
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	—	平常時の環境放射線モニタリング	燃料搬入前まで	【J】	(21)
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	—	放射性廃棄物管理に係る基本方針	燃料搬入前まで	放射性廃棄物管理を開始する燃料搬入前までに定める。【K】	(25)
		—	放射性液体廃棄物の管理	燃料装荷前まで	【H】	(16)
		—	放射性気体廃棄物の管理			
		—	頻度の定義	燃料搬入前まで	【K】	(25)
実用炉規則第92条第1項第15号【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	—	原子力防災組織	燃料搬入前まで	【J】	(21)
		—	原子力防災組織の要員			
		—	原子力防災資機材等の整備			
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	—	原子力防災資機材等の整備			
		—	通報経路			
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	—	通報			
		—	原子力防災組織			
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	—				
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	—	緊急時体制の発令			
	—	応急措置				
	—	緊急時における活動				
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	—	緊急作業従事者の選定				
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	—	緊急作業従事者の線量管理等				
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	—	緊急時体制の解除				
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	—	緊急時演習				
実用炉規則第92条第1項第16号【設計】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	—	火災発生時の体制の整備	燃料搬入前まで	【D】	(5)
		—	内部漏水発生時の体制の整備			
		—	その他自然災害発生時等の体制			

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象、燃料搬入前までに定めるもの、燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との 対応 No.		
想定事象等に 係る発電用原 子炉施設の保 全に関する措 置】	<p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を</p>	の整備					
		—	有毒ガス発生時の体制の整備				
		添付一	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準				
		—	資機材等の整備	燃料装荷前まで	【補正 A】	(補正 1)	
		—	火山影響等発生時の体制の整備	燃料装荷前まで	【E】	(6)	
		—	原子炉の運転員等の確保	燃料装荷前まで	【F】	(7)	
		—	重大事故等発生時の体制の整備				
		—	大規模損壊発生時の体制の整備				
		添付一	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準				

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例: 今回申請対象, 燃料搬入前までに定めるもの, 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.
<p>低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>				
<p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>— 原子炉の運転員等の確保</p> <p>— 重大事故等発生時の体制の整備</p> <p>— 大規模損壊発生時の体制の整備</p> <p>添付— 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p>	<p>燃料装荷前まで</p>	<p>【F】</p>	<p>(7)</p>
<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p>	<p>第4条 品質マネジメントシステム計画</p> <p>第16条 記録</p> <p>第16条 記録</p>	<p>今回申請中</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>— 原子炉主任技術者の職務等</p> <p>— 報告</p> <p>— 報告</p> <p>— 報告</p>	<p>燃料搬入前まで</p>	<p>燃料搬入以降から実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象又はこれらに準ずるものが発生する可能性が生じることから、燃料搬入前までに定める。</p>	<p>(26)</p>
<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについて</p>	<p>第11条 施設管理計画</p> <p>第12条 設計管理</p> <p>第13条 作業管理</p> <p>第14条 使用前事業者検査の実施</p> <p>— 定期事業者検査の実施</p> <p>— 巡視点検</p> <p>— 原子炉施設の経年劣化に関する</p>	<p>今回申請中</p> <p>燃料装荷前まで</p> <p>燃料装荷前まで</p> <p>燃料装荷前まで</p>	<p>—</p> <p>燃料装荷前までに定めることを原則とするが、施設の一部使用を開始する時点で、定期事業者検査を適切に実施するよう保安規定を変更する。【L】</p> <p>【C】</p> <p>【C】</p>	<p>—</p> <p>(27)</p> <p>(4)</p> <p>(4)</p>

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： **今回申請対象**、 **燃料搬入前までに定めるもの**、 **燃料装荷前までに定めるもの**)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応 No.
は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	技術的な評価及び長期施設管理方針			
3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	—	—	—	—
4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	—	—	—
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	—	—	—	—
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に定めること。	第14条	使用前事業者検査の実施	今回申請中	—
	—	定期事業者検査の実施	燃料装荷前まで	[L]
	—	定期事業者検査の実施	燃料装荷前まで	(27)
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	—	定期事業者検査の実施	燃料装荷前まで	再装荷予定の照射された燃料の検査に係るものであり、燃料装荷前までに定める。
	—	燃料の検査	燃料装荷前まで	
実用炉規則第92条第1項第19号【技術情報の共有】	第11条	施設管理計画	今回申請中	—
実用炉規則第92条第1項第20号【不適合発生時の情報の公開】	第4条	品質マネジメントシステム計画	今回申請中	—
	第4条	品質マネジメントシステム計画		
実用炉規則第92条第1項第21号【その他必要な事項】	第1条	目的	今回申請中	—
	第1条	目的		
	第2条	基本方針	今回申請中	—

表3 「火災発生時の体制の整備」等 段階的に定める事項の考え方について

条文	規定する事項	各段階と規定する事項との関係			段階的に規定する考え方
		今回申請	核燃料物質を 発電所に搬入 する前まで	核燃料物質を 装荷する前まで	
火災発生時の体制の整備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・ 消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置 ・ 要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備, 可燃物の適切な管理		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制の整備に係る活動の枠組みを規定したものであるため, 当該事象による原子炉施設への波及的影響が生じうる核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。 ・ 防護対象となる原子炉施設については, 設置の工事における原子炉施設の使用開始状況に応じ, 段階的に拡張していくとともに, 具体的運用については, 保安規定添付「火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」及び社内規程類にて段階的に規定する。
	(第2項) 第1項の計画に基づく原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備		○	○	
	(第3項) 第2項の活動の実施結果の取り纏め, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		○	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		○	○	
内部溢水発生時の体制の整備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・ 要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備		○	○	同上
	(第2項) 第1項の計画に基づく原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備		○	○	
	(第3項) 第2項の活動の実施結果の取り纏め, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		○	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		○	○	
その他自然災害発生時等の体制の整備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・ 要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備		○	○	同上
	(第2項) 第1項の計画に基づく原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備		○	○	
	(第3項) 第2項の活動の実施結果の取り纏め, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		○	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		○	○	
	(第5項) その他自然災害に係る新たな知見等の収集, 反映等の実施		○	○	
	(第6項) その他自然災害のうち地震に関して, 新たな波及的影響の観点の抽出の実施		○	○	
	(第7項) 地震観測及び影響確認に関する活動の実施		○	○	
	(第8項) 航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況の定期的な確認及び確認結果に基づく防護措置		○	○	
有毒ガス発生時の体制の整備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・ 要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備		△	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転員及び緊急時対策要員の防護は, 原子炉の運転を開始する燃料装荷以降から必要となるが, 燃料搬入以降から「緊急時の措置」等を保安規定に規定することから, 核燃料物質を発電所に搬入する前までに一部規定する。 ・ 防護対象となる原子炉施設については, 設置の工事における原子炉施設の使用開始状況に応じ, 段階的に拡張していくとともに, 具体的運用については, 保安規定添付「火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」及び社内規程類にて段階的に規定する。
	(第2項) 第1項の計画に基づく運転員及び緊急時対策要員の防護のために必要な体制及び手順の整備		△	○	
	(第3項) 第2項の活動の実施結果の取り纏め, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		△	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		△	○	
資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び事故対策用照明の整備 ・ 作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明の配備 ・ 設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備の整備 ・ 警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順の整備 		※	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準事故が発生した場合に用いる資機材等について規定したものであり, 設計基準事故の発生の可能性が生じる原子炉の運転を開始する燃料装荷以降に必要な事項であることから, 核燃料物質を装荷する前までに規定する。 ※申請時点において, 要求事項に照らして, 燃料装荷前までに定めることで災害の防止上支障がないことが明らかな火山影響等, 重大事故等及び大規模損壊対応に係る条文以外については, 核燃料物質を発電所に搬入する前まで定めることとしていたが, 本条文についても, 上記考え方に基づき, 核燃料物質を装荷する前までに規定するよう補正予定。

○：運転段階と同様の条文を記載するもの, △：運転段階の条文の一部を記載しないもの